

監査結果公表第18 - 7号

平成14年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知の公表について

平成18年9月1日

八尾市監査委員	西 浦 昭 夫
同	北 山 諒 一
同	大 松 桂 右
同	田 中 裕 子

記

1 措置の通知

平成14年度包括外部監査結果に基づく第7回措置の通知、平成15年度包括外部監査結果に基づく第5回措置の通知、平成16年度包括外部監査結果に基づく第3回措置の通知、及び平成17年度包括外部監査結果に基づく第1回措置の通知

平成18年8月28日 企地第71号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話 072 - 924 - 3896 (直通)

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページでも閲覧できます。

企 地 第 71 号
平成18年8月28日

八尾市監査委員	西浦	昭夫	様
同	北山	諒一	様
同	大松	桂右	様
同	田中	裕子	様

八尾市長 仲村 晃義

包括外部監査の結果に基づき講じた措置等について(通知)

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、下記の事項に関し、本年7月14日までに講じた措置等について別紙のとおり通知します。

記

○平成14年度包括外部監査について

・監査の対象

出資法人(4法人)の財務事務及び八尾市の4出資法人に対する出資金、委託料及び財政援助に関する財務事務について

○平成15年度包括外部監査について

・監査の対象

補助金の財務事務の執行について

○平成16年度包括外部監査について

・監査の対象

八尾市公共下水道事業及びその他の下水処理に関連する事業について

○平成17年度包括外部監査について

・監査の対象

「公の施設」の管理運営について

・平成14年度包括外部監査についての改善措置等の内容

(1)財団法人八尾市清協公社について(所管課:環境施設課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	減価償却資産に関する費用処理の方法について	固定資産は取得年度に取得額相当額の圧縮引当金を負債計上し、減価償却は未実施である。又、貸借対照表上の固定資産簿価額が不適正である。	適正化に向け、市内部において改善方針を引き続き検討しています。	適正化に向け、市内部において、改善方針を引き続き検討しています。
2	退職給与引当金の計上不足について	当年度末時点の退職金支払義務額を退職給与引当金として計上する必要がある。	市内部において改善方針を引き続き検討しています。	市内部において改善方針を引き続き検討しています。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	再任用制度について	清協公社における再任用制度対象者の任用期限は、八尾市の職員の制度より引き上げていることになっている状況であり、再検討する必要がある。	再任用については、労使の問題に関わることであり、労使間で十分協議の上で解決されていくべきものと考えております。また、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き制度の検討をしています。なお、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも再任用制度を検討しています。	再任用については、労使の問題に関わることであり、労使間で十分協議の上で解決されていくべきものと考えております。また、八尾市清協公社将来計画策定検討委員会でも制度の検討をしています。
2	消費税等の処理について	消費税の処理について、収益は税込処理、費用は税抜処理であり、統一されていない。	統一的な処理を行うべく引き続き検討しています。	統一的な処理を行うべく引き続き検討しています。
3	八尾市と清協公社との委託契約形態について	清協公社への委託契約形態は、実費精算方式を採用する。又、委託料算定には、退職金費用については当年度に発生した退職給与引当金繰入額を、固定資産費用については当年度の減価償却額を含めることが適切と考える。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市内部において、改善に向けて引き続き検討しています。	委託契約形態は、既に実費精算を採用済みです。又、退職給与引当繰入額及び減価償却額を委託料算定に含めることについては、市内部において、改善に向けて引き続き検討しています。
4	清協公社の今後のあり方について ア)し尿収集業務のコストの適正化と継続的削減について	し尿収集等業務は業務量測定の結果をもって適正な委託料を算定し、当該金額までを計画的に削減していく必要がある。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この6年間で25人の減員を図っており、委託料の算定についても計画的に削減を図ってまいります。	平成12年度から欠員不補充を実施し、この5年間で22人の減員を図っており、委託料の算定についても計画的に削減を図ってまいります。
5	清協公社の今後のあり方について イ)し尿収集業務以外の業務の段階的廃止について	し尿収集等業務以外の業務は段階的に廃止し、民間へ移行していくのが望ましい。	し尿収集等業務以外の業務は、既に一部を廃止していますが、職員数の削減に応じて引き続き段階的に廃止を検討してまいります。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも段階的廃止を検討しています。	既に、一部業務委託を廃止していますが、職員数の削減に応じて引き続き段階的に廃止を検討してまいります。

6	清協公社の今後のあり方について ウ)縮小スキームの早期確立について	清協公社を廃止に向け縮小していくため、早期退職優遇制度の創設、技能訓練・資格取得支援制度の創設、人件費抑制を目的としたワークシェアリングの採用等の縮小スキームを描く必要がある。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しています。また、清協公社独自で平成18年5月に立ち上げた八尾市清協公社将来検討委員会でも縮小スキームを検討しています。	八尾市清協公社将来計画策定検討委員会で引き続き検討しています。
7	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	公益法人会計基準で求められている注記(重要な会計方針、基本財産、次期繰越収支差額、資産及び負債の増減額等)を記載する必要がある。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。
8	公益法人会計基準(表示に関する部分)への準拠性について	① 会計基準に準拠した収支計算書、正味財産増減計算書の作成が必要。また、清協公社の会計規程第60条の改訂が必要。②会計基準に準拠した貸借対照表「正味財産の部」の表示が必要。③会計基準に基づき基本財産勘定を別掲する必要がある。④営業権償却費の別掲が必要である。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。	引き続き、公益法人会計基準に沿って経理処理を行うよう指導し、改善に向けた検討を行ってまいります。

(2)財団法人八尾市文化振興事業団〔一般会計〕について(所管課:文化振興課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より引当金計上を行うため、関係部局と協議・調整中です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	文化会館の運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	平成18年4月より文化会館・生涯学習センターともに、(財)八尾市文化振興事業団が指定管理者として施設管理並びに事業実施を行っています。平成18年度には管理運営経費を削減しましたが、今後とも指定管理者として、経費の縮減と効率的運営を進めてまいります。(措置済み)	文化会館・生涯学習センターともに、平成18年4月より指定管理者制度のもとで、施設管理並びに事業実施を行う予定です。指定管理者制度導入の趣旨に沿って経費の縮減と効率的運営を進めてまいります。

2	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	寄附行為・収支計算書・事業報告書・貸借対照表等はホームページに掲載しました。(措置済み)	収支計算書・事業報告書・貸借対照表は既に掲載していましたが、寄附行為等についてもホームページに掲載しました。
---	------------	--	--	--

(3) 財団法人八尾市文化振興事業団〔特別会計〕について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	項 目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針	H18.1.21までの措置の内容と改善の方針
1	退職給与引当金の計上不足について	退職給与引当金については、「期末要支給額計上方式」により計上すると、引当金必要額が計上不足となる。計上方法について、規定の明確化と不足額について追加引当計上を行う必要がある。	平成18年度より計画的に引当金の計上を行い、平成20年度には要支給額の計上が完了します。	平成18年度より引当金計上を行うため、関係部局と協議・調整中です。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化会館及び生涯学習センターのあり方について	生涯学習センターの運営における支出超過の減少対策が求められる。事業団における、さらなる経常経費削減が必要。施設管理の民間委託の検討、施設の収支・利用状況の市民への公表等を行い、今後の方向性を決定していくべきである。	平成18年4月より文化会館・生涯学習センターともに、(財)八尾市文化振興事業団が指定管理者として施設管理並びに事業実施を行っています。平成18年度には管理運営経費を削減しましたが、今後とも指定管理者として、経費の縮減と効率的運営を進めてまいります。(措置済み)	文化会館・生涯学習センターともに、平成18年4月より指定管理者制度のもとで、施設管理並びに事業実施を行う予定です。指定管理者制度導入の趣旨に沿って経費の縮減と効率的運営を進めてまいります。
2	情報公開状況について	出資法人の寄附行為、事業報告書及び計算書類等を八尾市ホームページ「外郭団体の財政一覧」上での情報開示する必要がある。八尾市文化振興事業団の収支計算書等が平成12年度のまま更新されていない。	寄附行為・収支計算書・事業報告書・貸借対照表等はホームページに掲載しました。(措置済み)	収支計算書・事業報告書・貸借対照表は既に掲載しておりましたが、寄附行為等についてもホームページに掲載しました。

(4) 財団法人八尾体育振興会について(所管課:生涯学習スポーツ課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財団法人八尾体育振興会職員互助会について	職員互助会活動につき、議事録・予算書・決算書の保管、年度開始前の事業計画書・予算書作成、年度終了後の事業報告書・決算書作成とそれらの理事会での承認及び振興会への報告が必要である。	18年度事業計画、収支予算及び平成17年度事業報告、収支決算について、理事会での承認及び振興会への報告を行いました。来年度以降も、同様の方針で取り組んでまいります。(措置済み)	18年度事業計画、収支予算及び平成17年度事業報告、収支決算については、互助会の理事会の承認のもとに体育振興会の理事会に報告します。
2	退職給与引当金の計上について	規定における引当金計上の明文化と引当金の自己都合退職(普通退職)を前提とした算定への変更	退職給与引当金の財源を確保するため規定に基づき計上していますが、平成17年度より自己都合退職(普通退職)を前提とした算定への変更を行いました。(措置済み)	退職給与引当金の財源を確保するため規定に基づき計上していますが、引き続き検討を行ってまいります。
3	山本球場駐車場用地の無償貸与について	無償貸与の再検討:振興会への市からの貸与の有償化もしくは振興会に適切な管理委託費を支払い、駐車場収入は市の収入とすることの検討が望まれる。	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、駐車場収入は自主事業の貴重な財源となっていますが、指定管理者制度への移行に伴い、利用料金化されております。用地については検討の結果、目的外使用許可を継続します。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により対応方針を確定)	有料駐車場機能の整備を当該財団の財源で実施しており、自主事業の貴重な財源となっていることから、対策については、慎重に検討してまいります。
4	八尾市スポーツ施設のあり方について	利用料金の値上げや近隣市との施設共有化による費用削減等の検討が必要であり、早期に今後のあるべき方向性を決定することが望まれる。	八尾市スポーツ振興基本計画を踏まえ、各施設の利用状況、市民意識調査結果を踏まえながら、多角的・体系的な施設整備について、引き続き検討を行ってまいります。	八尾市スポーツ振興基本計画を踏まえ、また指定管理者制度への移行に伴ない、引き続き検討を行ってまいります。

(5) 財団法人八尾市緑化協会について(所管課:みどり課)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	緑化協会の今後のあり方について	協会と市及び市民間の正確な情報の共有化、場所別(機能別)作業別管理の実施、緑化啓発事業内容の随時見直しが必要である。	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。	市民とのパートナーシップによる手法も含めた緑化推進への特化を進めることにつき、さらに検討中です。

・平成15年度包括外部監査について改善措置等の内容

(1)八尾市の補助金全般に共通した内容について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	補助金の管理手法(PDCAサイクルの活用)	・評価方法について:補助金の評価について、所管課により毎年実施する第1次評価、第2次評価:内部の評価機関により3年に1回実施する第2次評価、第三者評価委員会により3年に1回実施する第3次評価を実施することが望まれる。	補助金の評価方法については、行政評価を活用し必要性・有効性を見極めながら進めてまいります。	補助金の評価方法については、今後十分検討してまいります。
2			・評価結果の公表:評価結果については八尾市民へ広く公表し、行政としての説明責任を果たすことが望まれる。		
3			補助対象者の見直し:評価結果によっては補助対象者を見直す必要があるが補助対象者を公募(プレゼンテーション)により決定する手法に拠るべきか有効性の観点から検討することを期待する。	市民が自主的、自発的に活動を行なうような公募制に馴染む補助金については、公募の手法を導入いたしたところです。(措置済み)	補助金によっては、その対象者を広く公募する方がより効率的・効果的な事業執行になると考えられる場合は、検討していく必要があり、一部の補助金において公募の手法を導入いたしたところであります。

(2)各補助金について

八尾河内音頭まつり振興会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助率の見直しが必要	平成 14 年度の八尾河内音頭まつり収支決算報告書によると収入 26,034 千円のうち、補助金が 16,000 千円であり、収入に対する割合は 61.4%である。八尾市「補助金等交付基準」によると「補助率にあっては原則 2 分の 1 以下とし、これを上回る補助率については、縮減する」とある。補助率が高いことの妥当性(補助の必要性)について、さらに検討されることが望まれる。	平成 17 年度の収支決算において、歳入の増と歳出の減により補助金の額を 200 万円縮減し、改善を図りました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	平成 17 年度の収支決算については、確定作業中ではありますが、今後も引き続き 1/2 以下になるように取り組んでまいります。

自治振興委員会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	(措置済み)	平成 16 年度に要綱の全面改正を行い、平成 17 年度分の補助金から適用いたしました。
2		補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確	補助対象事業と受託契約内容の区分が不明確である。補助対象事業と受託契約内容を明確に区分することが望まれる。	(措置済み)	平成 17 年度から、補助金部分と受託金部分については、自治振興委員会の予算及びその執行において、歳入・歳出ともに明確に区分しました。
3		事務局が八尾市庁内にある団体への補助	八尾市自治振興委員会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で八尾市自治振興委員会事務局としての業務を行っている。八尾市自治振興委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果はどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自治振興委員会の自立性を今後より高める必要性があると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内容の改正を行いました。今後も指摘内容を踏まえ、引き続き検討を行ってまいります。	これまでの事業内容を再検討した結果、八尾市自治振興委員会の自立性を今後より高める必要性があると考え、平成 17 年度から、補助金の減額を含めた補助制度の見直し及び委員会側の経費負担内容の改正を行いました。

八尾市民自治研究所補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	研究所の事務局は八尾市企画調整部地域経営室内にあり、地域経営室職員が業務時間内で研究所事務局としての業務を行っている。研究所への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということ認識し、当該人件費分を含めた補助の効果がどの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、研究所の事務については、自主運営することを検討することが望まれる。	今年度より八尾市民自治研究所補助金については予算計上を行っておりません。 また、平成18年6月30日をもって、八尾市民自治研究所補助金交付要綱を廃止しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	検討した結果、平成18年度から予算計上を行わないこととしました。また、研究所事務については、自主運営に向け運営委員会で検討されているところがあります。

八尾市人権協会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	収支決算書における支出明細の区分把握、補助金未使用分の返還	協会では八尾市からの事業受託金(人権啓発関係業務等の受託料)の収入を計上しているが、予算書、決算書における支出明細は、これらの収入を財源とした支出も含まれている。したがって、補助対象経費分が把握できない。収支決算書における支出明細は、受託料と補助金に対応した分を各々区分することが望ましい。区分することで、補助金未使用による要返還分を把握することができる。補助金未使用分は返還することが望まれる。	平成16年11月に八尾市人権協会運営費助成金交付要綱を改正し、助成金の精算規定を設け、適正な処理を行いました。 繰越金(補助金未使用分)については、平成17年度中に返還を受けました。(措置済み)	協会事業費における、市からの事業委託金等収入充当部分の明細化については平成16年度決算よりその実現を図っています。 一方、補助金未使用部分の返還についても、その内容を十分精査し、17年度中に返還を受ける予定です。

財団法人八尾市国際交流センター補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人権国際課	補助対象の検討	セミナー等の参加者収入確保対策を採用する等、収入の増加対策と運営の効率化によるコスト削減に努めることが望まれる。その一つとして、事業に要する正確な費用を把握するために、人件費についても事業別に配分することが必要である。	(措置済み)	コスト意識を徹底化し、事業に要する正確な費用を把握するため、事業別に人件費について明細を作成し、制度化を図りました。

2		補助効果の測定	<p>当財団法人に対する運営費補助を行うことによる効果が指標数値化することなどにより把握されていない。当財団法人開催の研修会・学習会等の参加者数の把握のみならず、国際理解についての市民や研修会参加者に対するアンケート等による指標数値化などを検討すべきである。今後は、数値指標を設定後、その指標を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討することが望まれる。</p>	<p>研修会・学習会等の参加者に対するアンケートによる指標の数値化を行い、補助事業の効果を検証するための仕組みとして、市と国際交流センターで事業内容や補助金額について定期的に検証する場を設けることとしました。</p>	<p>平成18年度から指標の数値化として、事業・催しへの新規参加者数を設定することと、参加者に対するアンケート実施を行ってまいります。</p> <p>また、引き続き指標の改善に努めるとともに、補助効果を測定することで効果を把握し、その結果に応じて当補助の事業内容や補助金額を随時検討していくこととしました。</p>
---	--	---------	---	--	---

八尾市職員自主研究グループ助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	人事課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。</p>	<p>H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>18年度より、補助制度を廃止しました。 (監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成17年11月に過去5年間の登録グループを対象にアンケート調査を実施しました。データを集約後、今後の自主研究グループ育成の支援策について検討を加えてまいりました。</p> <p>その結果、自主研究グループは、業務時間外に職員の自らの時間と労力を使い、市政に関することを情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」のもとに成り立っているものであります。</p> <p>それら発意する職員集団を育成、支援することで、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨であることを再確認しました。</p> <p>その目的を達成するにあたり、今後の育成の手法検討を行った結果、現要綱による運営を今年度限りとし、補助金制度をH18年度より廃止することを検討し、今後は補助金制度を含まない、自主研究グループの育成・支援を進めてまいります。</p>

2	研究グループの参加者募集方法の検討	研究グループの活動内容は人事課職員課ニュース「いきいき職員通信」(八尾市職員を対象に配布)において開示され、当ニュース閲覧によりグループの研究内容が把握でき、希望者は参加することが可能である。しかし、「いきいき職員通信」以外にはグループ活動内容を開示していないため、市職員以外の者が当グループの存在を知ることができない。したがって、市職員以外の者がグループに加入する機会は市職員からの情報入手しかなく、市職員の関係者が参加しているのが実態である。参加者の多様化によりさらなる研究内容・資質の向上をめざし、研究成果を施策に反映させるためには「いきいき職員通信」だけでなく、他の広報手段にも拠ることが望ましい。そのためにはまず、「市政だより」にも掲載し、さらに積極的な市民の参加も求めたほうがよいと考える。	18年度より、補助制度を廃止しました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を右記のとおり確定)	<p>平成17年11月に過去5年間の登録グループを対象にアンケート調査を実施しました。データを集約後、今後の自主研究グループ育成の支援策について検討を加えてまいりました。</p> <p>その結果、自主研究グループは、業務時間外に職員の自らの時間と労力を使い、市政に関することを情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」のもとに成り立っているものであります。</p> <p>それら発意する職員集団を育成、支援することで、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨であることを再確認しました。</p> <p>その趣旨をふまえ、全登録グループを対象に市民に参加を公募する制度の構築について検討を加えてきましたが、「市民が参加できる研究グループサービス」を提供するという行政サービスにおいて公募制度の確立と、広域的な広報は必須であります。業務時間外に自主的な活動を目的とした自主研究グループ全てについて、必要であるかについては、研究テーマの内容が市民の皆様方とともに、研究する必要があるかを、各自主研究グループに判断させてまいります。</p> <p>すでに市民の皆様方とともに研究を進めているグループもあり、今後構成員の公募が必要なグループのみ、個別に広報の支援を行うことといたします。</p>
---	-------------------	---	--	--

3	八尾市施策と補助効果との明確化	<p>毎年度末後、各研究グループは自主研究活動成果報告書を職員長に提出している。自主研究活動成果報告書では、研究活動内容や、市政への影響内容、活動目標達成度を記載している。当該補助は、研究の成果を事業に反映するなど市政の発展に資することを目的としており、活動成果報告書においても施策との関係について記載し、さらに市政に対する提案も求めたほうがよいと考える。</p> <p>一方、活動目標は各研究グループが補助交付申請時に設定しており、自主研究活動成果報告書において活動目標達成度がパーセントで記載されている。この目標が八尾市政のどの部分にどの程度寄与しているか、貢献度を評価させるなど、施策との関連性やコスト意識を喚起する工夫が必要である。</p> <p>また、当補助金の目的の一つとして、「研究の成果を施策に反映させるなど市政の発展に資する」が挙げられるが、「市政発展に資する」活動とは何か、明確に活動を規定しておくことも必要があると思われる。</p>	<p>18年度より、補助制度を廃止しました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を右記のとおり確定)</p>	<p>平成17年11月に過去5年間の登録グループを対象にアンケート調査を実施しました。データを集約後、今後の自主研究グループ育成の支援策について検討を加えてまいりました。</p> <p>その結果、自主研究グループは、業務時間外に職員の自らの時間と労力を使い、市政に関することを情報交換、学習し、研究を深めたいという「発意」のもとに成り立っているものであります。</p> <p>それら発意する職員集団を育成、支援することで、行政組織の活性化を目指すことが本来の趣旨であることを再確認しました。</p> <p>その目的を達成するにあたり、今後の育成の手法の検討を行った結果、現要綱による運営を今年度限りとし、補助金制度をH18年度より廃止することを検討し、今後は補助金制度を含まない、自主研究グループの育成・支援を進めてまいります。</p>
---	-----------------	---	---	--

献血推進協議会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針 (措置済み)	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針 補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」に照らして、八尾市献血推進協議会助成金交付要綱を改正しました。

社会福祉協議会補助金(福祉団体助成金)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	福祉政策課	八尾市遺族会：事務局業務について	八尾市遺族会の事務所は八尾市保健福祉部福祉政策室に置かれており、会の事務局業務を福祉政策室担当が実施している。会の活動は自主財源で実施すべきことと併せて、会の事務も自らが実施すべきである。	現在までの経過等を十分に勘案し、遺族会のできる事務処理については、暫時移行していくものとし、その過程で必要とされる情報やノウハウについては積極的に提供してまいります。	事務局業務のあり方については、現在までの経過等十分勘案した上で今後も検討を進めてまいります。
2		大阪府患者同盟(文化活動助成)：補助金の有効性の確認	大阪府患者同盟規約によると、当該組織は、第二種社会福祉事業団体で、全大阪の総ての自主的な患者団体、回復者団体によって組織され、患者支援の各種活動を実施している。 八尾市は、同団体が文化活動として年に一度実施する「囲碁将棋大会」に対して補助しているものである。平成 14 年度囲碁将棋大会決算書によると、大会の収入は賛助金 540 千円、参加者負担金 210 千円(一人当たり 2 千円)、合計 750 千円で、会場費、賞品代、昼食代等の費用が賅われている。参加者は 105 名となっている。 囲碁将棋大会が文化活動に当たるか、また大会開催が患者の総意であるかについては疑問なしとは言えないが、長期入院患者にとって、このような活動が必要であることは認められる。また、八尾市の補助金は 10 千円と少額であるが、大阪府及び府内の市町村から補助金を受入れその合計額が 540 千円となっているのであろうから、10 千円と少額であるからやめても良いとは一概に言えない。 補助交付事務における現在の問題点は、補助目的が達成されていることを八尾市が確認していないことにある。決算書は協議会が入手し保管しているに留まり、八尾市はそれを入手・閲覧していない。市の補助決定要因は、八尾市在住者が大会に参加していることにあると思われる。また、過度な賞品や食事の提供がなく適正に大会が実行されているかの確認も必要である。 今後は、大会の実績報告書入手し、さらにその内容の説明を求めるとともに、八尾市在住者の参加人数を把握することにより、八尾市の補助目的が達成されているか否かを確認し、その上で、定期的に補助金の必要性の判断をすべきである。	活動の実績報告書により、八尾市在住者の参加確認はできており補助目的は達成されていると判断しております。今後も、この改善内容により、補助金の支給判断をしてまいります。(措置済み)	17年度の文化活動についての実績報告書によると参加者総数65人のうち、八尾市在住者は4人となっています。 八尾市在住者が参加しており、長期入院患者にとってのこの活動は、八尾市社会福祉関係団体育成事業補助金交付要綱第6条の規定を満たしていると判断いたします。 今後も実績報告書入手することによりその状況を把握し補助金交付の判断を行ってまいります。

3		全般的意見：補助金支出に関する開示	助成金は協議会を通じて各福祉団体に交付されているが、協議会の事業報告書には当該事業のことが記載されていない。また、八尾市が協議会に対して補助していることについては「協議会への補助」としてまとめて予算書や決算書に記載されているが、その中に福祉団体への補助があることがどこにも現れていない。このように、協議会を通じることによって、このような助成事業を行っていること及び助成金の最終交付先が隠れてしまっている。正しい情報の開示の観点から、八尾市か協議会のどちらかで適切に開示することが必要である。	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極的な開示に向けて検討を行っています。	社会福祉協議会において「八尾市社会福祉協議会情報公開規程」に基づく情報開示とともに積極的な開示に向けて検討を行っています。
---	--	-------------------	---	---	---

高齢者等住宅改造費助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正するため、改正作業を進めております。

簡易心身障害者通所授産所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	障害者自立支援法における施設体系の変更を受け、府の補助金交付要綱が改正される予定ですが、未だ補助金の考え方等が示されておりません。府要綱の改正に併せ、当要綱も改正いたします。	障害者自立支援法における施設の位置付けが不明確なため、府の補助金交付要綱の改正が遅れています。府の要綱改正に合わせて、本件要綱も改正する予定です。

<p>2</p>	<p>収支決算書の内容不備</p>	<p>要綱第8条において実績報告の手続が規定され、事業実績書、歳入歳出決算書、利用者出勤状況報告書の提出を求めている。しかし、提出を受けた歳入歳出決算書について、次のとおり4点の不備が見られた。</p> <p>1) 歳入歳出決算書に該当する書類について「収支決算書」との標題になっている。実態に合わせて要綱第8条を「収支決算書」と変更することが望まれる。</p> <p>2) 収支決算書において補助金収入分に対応する支出とそれ以外の収入分(自己収入等)に対応する支出とを区分していないため、補助金収入分に対応した支出内容や収支差額を把握できない。区分して作成する必要がある。なお、平成15年度からは区分して作成している。</p> <p>3) 平成14年度上半期の各授産所から提出された収支決算書を閲覧したところ、各勘定科目欄と金額欄の横の摘要欄に用途の記入がないものが14の授産所で認められた。年度末の収支決算書には摘要欄の記載があるものの、上半期の収支決算書上においても記載するよう指導する必要がある。なお、これは、要綱上の収支決算書様式には摘要欄にどのような内容を記入するのか例示・説明がなかったことによるものと推測される。要綱上の収支決算書様式に、摘要欄に記載すべきものについての説明文を加えることが望ましい。なお、平成15年度からは記入を求めている、とのことである。</p> <p>4) 「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘した事項が生じた原因としては、授産所から提出される収支報告書の「使用料及び賃借料」には家賃金額が含まれて記載されていたためと考えられる。今後は、授産所から提出される収支決算書の「使用料及び賃借料」の科目については、運営補助金補助対象経費分とそれ以外の分を分けて記入し、運営補助金の算定経緯が明確となるようにすることが必要である。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定で す。 2)3)4)については既に措置を講じました。</p>	<p>1)については、要綱の改正時に変更する予定で す。 2)3)4)については既に措置を講じました。</p>
----------	-------------------	---	---	---

<p>3</p>	<p>退職積立金の算定方法明確化</p>	<p>要綱における補助対象経費の規定(要綱第 6 別記)には「指導員の人件費」との記載があるのみで、退職積立金支出の記載は具体的にはないが、退職積立金支出を補助対象とすることは認めている、とのことである。退職積立金繰入額も人件費の一部として補助対象経費とすることは肯定できるので、そのことを要綱上で明確にすべきである。 なお、退職積立金の金額計算根拠については、八尾市担当者は把握していない。また、各授産所における退職金制度の有無も確かめていない。実態は、退職金制度によった積立額ではなく、収支計算上での余剰金額を適当に毎年積み立てている、とのことである。公平性を保つため、八尾市が退職金モデルを制定し、各授産所がそれをベースに適切な退職金制度を設け、その制度により退職積立金を計上するように八尾市は指導する必要がある。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。 退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>	<p>要綱への記載については、要綱の改正時に行う予定です。 退職積立金に関するモデル規定については、要綱改定時に作成する予定です。</p>
<p>4</p>	<p>補助金額の見直し</p>	<p>運営補助金の金額は、授産所等の運営に要する費用のうち、市長が必要と認めた経費の合計と授産所等通所者の人数から算定した金額のうちいずれか少ない方の金額としている(要綱第 6 別記より)。授産所等通所者人数から算定する金額については、1 人当たりの月額補助額を 59 千円とし、重度障害者は 77 千円、最重度障害者は 88 千円として、計算している。 対して、大阪府の要綱では、補助金額は授産所等の運営に要する費用のうち、補助対象経費(給料等)の合計と一定の基準額(注)のうちいずれか少ない方の金額の2分の1を補助金額としている(大阪府要綱第 3 条より)。 したがって、利用人員が多い授産所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。これは、八尾市が 1 人あたりの補助金額を規定しているのに対して、大阪府は 15 人以上の授産所は一定(6,500 千円)の基準額を設けているためである。さらに平成 17 年度からは新要綱が適用され 7 人以上は一定の基準額となるため、7 人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。また、重度障害者が通所者に含まれた場合はさらに八尾市単独負担割合が増加する。 八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10 人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進している。小規模授産施設移行支援助成金(表番号 36)の更なる活用が期待される。これらに対処するため、補助金に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>	<p>府の補助金交付要綱の改正に合わせて、市要綱も改正する予定です。</p>

5	要綱上における書類様式例の不備	要綱では、補助金申請時等に必要とされる書類が規定されているものの、各書類の様式例は規定されていない。当補助金は大阪府の補助金交付要綱を根拠としているものであり、大阪府の補助金交付要綱における様式例を利用していたとのことである。実務上の弊害はないが、八尾市の要綱においても書類様式例が規定されることが望ましい	要綱の改正時に行う予定です。	要綱の改正時に行う予定です。
6	補助対象経費の明確化	「監査の結果 ①補助金額の算定誤り」で指摘したとおり、要綱第6条 別記において、補助対象経費が規定されており、補助対象経費から家賃等が除かれる旨が明記されているものの、家賃等補助金額を控除すべきなのか、家賃等の実際の支出額を控除すべきなのかが不明確である。明確に記載する必要がある。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。	要綱の改正時に明確化を図る予定です。
7	要綱の表現が不正確	要綱の第7条では「第5条の補助金交付額の確定後、交付する」とされているが、第5条は補助金交付額の決定についての規定であり、確定ではない。補助金の確定は第9条で規定されている。第7条の表現を「第9条の補助金交付額の確定後、交付する」と修正する必要がある。一方、要綱第8条における「補助金の交付を受けたものは、前期…」とあるが、「補助金の概算払を受けたものは、前期…」と修正する必要がある。	要綱の改正時に修正を図る予定です。	要綱の改正時に修正を図る予定です。

簡易心身障害者通所授産所整備費補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。
2		施設、設備整備補助金を規定する要綱の妥当性	簡易心身障害者通所授産所運営費補助金の要綱第6条(4)には、「施設、設備整備費補助金」が規定されている。しかし、「施設、設備整備費補助金」は簡易心身障害者通所授産所整備費補助金のうちの一部の補助金である。 施設、設備整備費補助金は、冷暖房設備等の施設に係るものを補助対象とし、設備購入費用の補助であり、八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金交付要綱ではなく、整備費補助金交付要綱で規定すべきである。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。	運営費補助金交付要綱の改正時に、併せて改正する予定です。

3		収支予算書への名称変更	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者に提出を求める書類が規定され(3)歳入歳出予算書、とあるが、要綱上における書類様式では標題が「改築費補助金収支予算書」となっている。「収支予算書」と要綱上の規定を改正することが望まれる。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
4		土地の登記簿謄本及び使用承諾書について	整備費補助金交付要綱第5条において、補助対象事業者へ提出を求める書類が規定され(7)「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」とあるが、賃借している物件を整備する場合は登記簿までも提出を求める必要はなく、使用承諾書のみで足りる。実態においても使用承諾書のみの手入を実施している。要綱を「土地の登記簿謄本及び使用承諾書」ではなく、「自己所有の土地の場合は土地の登記簿謄本、借用土地の場合は使用承諾書」とする必要がある。	要綱改正時に修正を図る予定です。	要綱改正時に修正を図る予定です。
5		書類様式の要綱上未規定	建築費・改築費等補助金について補助金交付申請書等の書類様式を整備費補助金交付要綱で制定しているが、施設、設備整備補助金に関する補助金交付申請書等の書類様式は制定しておらず、建設費・改築費等補助金の様式を準用している。早急に規定することが必要である。	要綱改正時に規定する予定です。	要綱改正時に規定する予定です。
6		概算払の理由未記載	整備費補助金交付要綱にて概算払による補助金の支払いを認めている(整備費補助金交付要綱第9条2より)。しかし、補助金交付申請書において、概算払を求める理由の提出を求めている。概算払による補助金支払いは例外的な内容であり、概算払を行う際にはそれを例外的に認めた理由を記載できるように交付申請書に記載欄を設けることが望ましい。	要綱改正時に是正する予定です。	要綱改正時に是正する予定です。

精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき補助金交付要綱を改正する必要がある。	自立支援法の施行により3障害一体となったサービス提供を行うことになったため、当要綱に基づく事業は実質なくなりました。今後、府の補助要綱の廃止と併せて当要綱も廃止する予定です。	本要綱の単価改正が予定されているため、その改正と併せて、改正する予定です。

知的障害者授産施設分場(通所)運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	(措置済み)	八尾市補助金交付規則に沿った改正を行いました。

精神障害者共同作業所運営事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	障害福祉課	検査の未実施	家賃補助以外の補助対象経費の内容については、八尾市の担当者は収支決算書の入手により概括的に把握しているのみであり、検査を実施していない。補助金額は補助対象経費(A)と4月及び10月の平均利用者数による施設のランク別の金額(B)とのうち少ない方の金額となるが、通常(B)の方が少額となっていると考えられているが、(B)の方が低額であることを確かめるためにも、補助対象経費の検査は必要である。具体的には、各施設へ帳簿、証憑閲覧による検査を年1回程度実施し、その記録を残す必要がある。	平成17年度より当補助金対象授産施設はありませんが、今後対象施設が新設された場合はご指摘の内容を踏まえ、適切な検査を実施いたします。(措置済み)	平成17年3月に検査を実施いたしました。現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成17年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。
3		補助金額の見直し	大阪府の補助金要綱が改正され、平成17年度からは新要綱が適用され10人以上は一定の基準額となるため、10人以上の授産所は補助金額が実質的に減額となり、八尾市補助金額の負担割合が高くなる。これにより、利用人員が多い作業所であるほど、大阪府補助金額の八尾市補助金額に対する割合が低くなり、八尾市単独負担が増える。八尾市はさらに障害者通所施設環境を整備するためにも、10人以上の授産所については社会福祉法人へ移行させることを促進しており、小規模授産施設移行支援助成金の更なる活用が期待される。これらに対処するため、当補助金額に一定の上限額を設けることを検討する必要がある。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成17年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。	現在、当補助金の対象となっている授産施設については、平成17年度より小規模授産施設に移行しており当補助金対象授産施設は該当なしとなります。補助金の上限額設定の検討も必要ですが、新規授産場については、まずそのあり方から検討すべきと考えるため、今後は本補助金のあり方も含め、統合的な判断のもと検討してまいります。

小規模授産施設移行支援助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	障害福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	現在、八尾市補助金交付規則に沿った改正に向け作業中です。	17 年度中に八尾市補助金交付規則に沿った改正を図る予定です。

八尾市高齢クラブ活動助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成 17 年度中に要綱改正するため、改正作業を進めております。
2		連合会に対する補助規定の未整備	(A)補助対象 運営要綱には、連合会のどの事業に対して補助するのかの規定がないため、補助対象事業が明確になっておらず、実質は運営費補助となっている。要綱に、補助対象事業及び補助対象経費を明確に規定しておく必要がある。 (B)実績報告 運営要綱には高齢クラブの活動報告書及び収支決算報告書を求める規定はあるが、連合会の活動報告書及び収支決算報告書を求める規定がない。現状では、翌年度の補助金申請時(5 月末まで)に、連合会一般会計の事業報告書及び収支決算書を添付資料として提出を求めている。一般会計全体の決算書は重要ではあるが、全体決算書には他の補助金や他の収入に対応する活動内容及び事業費も含まれているため、当該補助金収入に対する支出内容が明確ではない。したがって、運営要綱において、当該補助金に対応する活動内容と事業費を明確に区分した活動報告書及び収支報告書の提出を規定し、これらを手にしたうえ、補助金が運営要綱の趣旨に則り活用されているかを確認する必要がある。	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成 17 年度中に要綱改正する方向で検討しております。

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	H18.4.1 付で要綱改正済みです。(措置済み)	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。
3		連合会の基盤強化について(連合会全体に対する意見)	現在、高齢クラブへの助成事務(申請受付、交付事務及び報告書の取りまとめ等)及び連合会の決算書作成、総会事務等多くの事務を高齢福祉課で行っている。 連合会においても、専任・専従職員体制を確立し、事務局業務を順次受入れていくことが必要である。 また、連合会は、高齢クラブからの直接の会費徴収はなく、八尾市の各高齢クラブに対する活動助成金の一部(総額 1,638 千円)を会費見合いとして収入しているほか、収入の大部分を助成金に頼っている。連合会活動の活性化のためには、財源確保が重要であり、自主活動の基盤として自主財源確保の方策が検討されるべきと考える。	自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。 事務局事務についてはその大半を連合会でおこなってもらうこととしましたが、一部事務について引き続き調整を行っています。	会計事務については、17 年度から連合会事務局に一部移管をしたところです。 また自主財源の確保については、友愛福祉活動募金を創設し、友愛訪問活動の経費に充てています。 その他ご指摘のことは、団体と引き続き協議をします。

高年齢者労働能力活用事業費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	現在引き続き検討中です。	平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。

2	補助金額の見直し	<p>社団法人の公益事業は、会員からの会費収入及び法人の目的に反しない範囲で実施される収益事業の収益によって賄うのが基本である。自らの努力した後になお資金が不足する場合に補助金その他外部からの資金に頼るべきものである。シルバー人材センターの安定した運営のためには、支払準備のための現金預金や正味財産の保有は必要であることは認める。したがって、必要資金等を合理的に見積り、その金額まで保有できれば、それ以降は基本に戻り、運営費の不足部分についてのみ運営費補助とすべきと考える。</p> <p>今後は資金の増加の必要はなく、八尾市は人件費全額の補助ではなく、収支不足額を補助することで足りる。補助額の見直しが必要である。</p>	<p>ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改善指導しますとともに、補助金のあり方について現在引き続き協議を行っております。</p>	<p>ご指摘の内容をふまえ、シルバー人材センターに改善指導しますとともに、補助金のあり方について協議してまいります。</p>
---	----------	--	---	--

高齢者ふれあい入浴事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	高齢福祉課	補助金交付要綱の不備	<p>補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。</p>	<p>H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成18年4月1日付で要綱改正済みです。(措置済み)</p>	<p>H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針 平成17年度中に要綱改正する方向で検討しております。</p>
2		事業の見直しが必要	<p>当該事業は「ぬくもりとやさしさのある地域社会づくり推進事業の一環」としているが、高齢者がひとりであるいは家族と一緒に浴場に入浴することのみでは地域とのふれあいが十分ではなく、この目的の事業としては相応しいとは言い難い。目的にふさわしい事業とするためには、浴場の場所を利用して、地域とのふれあいを図る工夫が必要である。また、現在、対象者を70歳以上としているが、60歳以上又は65歳以上とすべきではないかと考える。</p> <p>高齢福祉課においても、もっと効果的な事業の実施が必要との認識から、平成15年度に新たな事業を4浴場(各浴場先着40名)において実験的に実施したが目的に沿った適切な事業であると賛同できる。今後は、このような事業に切り替えていくことが望まれる。</p>	<p>(措置済み)</p>	<p>高齢者の生きがい施策としては、60歳または65歳以上を対象と考えておりますが、無料入浴の対象者の年齢を60歳または65歳以上にすることは、団体と協議した結果、市だけでなく浴場組合側の負担増となるため、現段階では実施は困難です。</p> <p>ふれあいの湯事業は実施浴場数を順次増やし17年度は12カ所で9月に実施いたしました。</p> <p>17年度はモデル実施の最終年であり、18年度から全浴場で実施する方向で組合と協議しましたが、18年度については20浴場で実施することで協議が整い、19年度から全浴場で本格実施する予定です。</p>

<p>3</p>	<p>補助金額の見直し</p>	<p>現在実施している一定日の高齢者の入浴に対する補助を継続するのであれば、補助金額の見直しが必要であると考え。現在の方式には次の2つの問題点がある。 (A)定額補助であり、浴場への運営費補助要素が強い 補助金算定における入浴予定者数は1回1,400人(50人×28浴場)であるが、入浴実績数はすべての月で予定人数を下回っている。実績の月平均入浴者数は1,070人で予定の76.4%である。このため、入浴者一人当たり補助金は予定では180円であるが、実績においては235円にもなっている。 実績による補助金の減額は行わず当初予定どおりの金額を交付しているのは、当該補助事業は個人給付の事業ではなく浴場無料解放事業と言う考え方によっているためとの説明を受けた。しかし、これでは、浴場の運営費補助の要素が強し、本来の目的を達成しているとは言い難い。 (B)浴場別に利用者実績を確認しておらず、効果測定が不十分 八尾浴場組合からは毎月の浴場利用者数の報告を受けているが、それは28浴場の合計利用者数のみであり、浴場毎の利用者数報告ではない。浴場により、利用者数が異なると思われるが、それを確認することなく、一律定額補助を実施している。このため、地域別の事業の効果測定ができていないのが現状である。また、利用者数の少ない浴場に対してより厚い補助をしていることとなり、この面でも浴場の運営費補助に近いものとなっている。 これら問題を解決し事業の効果を上げるためには、利用者人数に応じた補助額とすることが考えられる。なお、利用者単位当たりの補助額とした場合には、水増し報告の可能性が考えられる。この防止策の一例として、利用者本人に氏名及び年齢を記載してもらう方法により利用者名簿を作成し提出を求めることも一方法である。</p>	<p>平成18年度より入浴時利用者名簿に利用者が記入するよう浴場に協力を求めました。補助金の交付は、事業終了後に実績払いとすることとしました。(措置済み)</p>	<p>事業の開始当時は、浴場の支援策としての役割もありましたが、ご指摘のことについては、これまで数回浴場組合と協議を行っておりますが、合意に至っておりません。今後は、庁内関係課と調整を行うとともに引き続き浴場組合と協議しながら適正な補助金執行に努めてまいります。 なお、浴場別利用者実績については、指摘を受けた後、浴場別、月別に利用人数の報告を求めております。</p>
<p>4</p>	<p>補助金の交付時期</p>	<p>補助金の交付は交付決定後6月頃に一括交付している。しかし、補助金交付の原則は事業終了後である。当該事業においては当該補助金がなければ補助事業者が資金繰りに困るとも考えられないため、原則どおり事業終了後に交付すべきである。なお、必要があれば、概算払いの規定を設け、それを利用すれば良いと考える。</p>	<p>平成18年4月1日付で要綱改正済みです。補助金の交付は、事業終了後に実績払いとすることとしました。(措置済み)</p>	<p>平成17年度中に予定をしている要綱改正に合わせて、概算払いの規定を設けてまいります。</p>

八尾市民間保育所運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	保育所の財政状態の考慮	実績報告書添付の決算書によると、各保育所施設会計の平成 14 年度の決算状況は、相当額の当年度剰余金、累積年度剰余金(その他積立金を含む)が発生している。また、法人の各会計間で会計間取引(経理区分間繰入金収入・繰入金支出)が行われている。 財政的に余裕があり自立して保育所経営を行うことが可能、と判断された民間保育所については、保育内容及び運営の充実という目的で補助金を交付する必要性は乏しい。補助金額の算定にあたり、各保育所の財政状態を考慮することが必要と考える。	平成 18 年度当初予算編成時においても補助項目や単価についての見直しを行い、平成 18 年度当初に同補助要綱の改正を行いました。 現在市内の私立保育所では、保育内容を充実させるために国が定める最低基準を超える職員の配置を行っております。このため、保育所運営費のみでは経営できない状況にあり、引き続き、本補助金の交付を行うものであります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	平成 17 年度当初予算編成時に補助項目や単価についての見直しを行ったので、その内容に応じて平成 17 年度当初に要綱改正を行いました。 平成 17 年度より、国の保育所施設整備費補助制度が大幅に変更となり、今後の整備にあたっては法人自己資金比率が高くなります。これらの点をふまえて、私立保育所における保育の低下をまねかないために、平成 18 年度以降の補助制度のあり方について私立保育所との協議を行っているところで。

八尾市民間保育所整備費補助

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	子育て支援課	要綱の不備	要綱第 5 条(補助金の交付の申請)によると、「補助を受けようとするときは、申請書を別に指定する期日までに市長に提出しなければならない」とあるが、ここでいう別に指定する期日を定めた根拠規定は存在しなかった。現状は、補助金交付申請書は、府の申請書とほぼ同時期に提出している。 当該補助金は大阪府補助事業の場合であることが前提条件であるので、現状の申請書提出日であっても問題はないと考える。しかし、申請書の提出期限について現状の要綱の表現では不明確であるので、これを明確にする必要がある。	平成 18 年 4 月に制定した八尾市私立保育所整備費補助金交付要綱においても、申請書の提出期限を定めるに至らなかったところですが、国の補助制度の大幅な見直しにより、本要綱は平成 19 年 3 月末で廃止を予定していることから、新たな要綱制定の際、提出期限を明確に規定いたします。	平成 17 年 2 月に制定した八尾市社会福祉施設整備費補助金(保育所)内規では、申請書の提出期限を定めるに至らなかったところですが、国の補助制度の大幅な見直しにより、八尾市社会福祉施設整備費補助金では対応し難い状況となっております。平成 18 年度以降の整備事業に向けて、八尾市としての補助制度のあり方を検討しており、要綱改正にあわせて、手続きを明確にする予定です。

小児夜間救急診療助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	健康管理課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	これまでの補助金交付要綱を廃止し、ご指摘の内容を踏まえ、新たに補助金交付要綱を制定しました。(措置済み)	不備のある項目について、17 年度中に補助金交付要綱を改正するため、現在作業を進めております。

八尾市私立幼稚園就園助成費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	学務給食課	補助金額の見直し	<p>就園奨励費補助金及び就園助成費補助金の目的は、私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図ることにあるが、そうすることによって、保護者が負担する保育料の公立・私立間の較差は正をも図ることも意図しているとのことである。八尾市の公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担については、公立幼稚園と私立幼稚園には明らかに較差がある。公立幼稚園の 4 歳児待機児童問題が生じており、公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の較差が大きい現在の状況では、公立に入園を希望するが、抽選漏れのためやむをえず私立に入園するというケースが生ずるため、「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の経済的負担軽減を図り、公立・私立間の保護者負担の較差は正を図る」という趣旨の就園助成費補助金の必要性はある。就園奨励費補助金は所得に応じて所得の低い層が多く補助金を受けられる制度になっている。一方、就園助成費補助金は、保育料から就園奨励費補助金を差引き保護者負担額が公立保育料を上回った場合にその差額分につき、31 千円を限度に補助金を受けられることになっており、就園助成費補助金のみに着目すると、所得の低い層が必ず多く補助金を受けられるとは限らない。</p> <p>就園助成費補助金の目的が「私立幼稚園に就園する幼児の保護者の保育料を軽減する」(要綱第 1 条より)ことにあることから考えるに、就園助成費補助金についても就園奨励費補助金同様に、所得層を段階化して補助金額を定めることが妥当であると思われる。ただし、保護者負担額が公立保育料を上回る場合のみ助成するという条件はやはり必要である。なお、八尾市は公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担較差は正の方法についての検討は必要と認識しており、すでに、公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免及び就園助成費制度について検討中とのことである。</p>	<p>この制度は、公立幼稚園と私立幼稚園における保育料等の公私間格差は正を図ることにより保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に実施しているものであります。</p> <p>そのため、私立幼稚園就園奨励費及び公立幼稚園の保育料並びに保育料の減免制度との整合性を図る必要があります。</p> <p>また、幼稚園教育の義務教育化等の国の動向など外的要因に左右される要素もあり、国の動向及び他の制度との整合性を注視しながら現行制度のとおりに継続実施してまいります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>制度の趣旨である保護者の経済的負担軽減及び保育料の公私間格差は正を図ることを目的とし、補助金のあり方、本市の財政状況も勘案に入れて補助してまいりたいと考えています。</p>

養護学級センター校通学通級費助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	指導課	補助金交付要綱の作成	国の制度に基づく補助金であったとしても、市の補助金交付要綱を整備し、関係諸規定に基づく事務処理を定めることが必要である。	(措置済み)	補助金交付規則及び補助金等交付基準に基づき、平成17年8月19日に、補助金交付要綱を制定・施行しました。

産業博(新技術・新製品等発表展示会)開催補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	当該補助金交付要綱の不備のある項目については、改正済みです。 なお、支出科目についても、八尾市が産業博開催実行委員会に委員として参画したことで主催者となり、補助金から負担金に変更となりました。平成18年度についても負担金で支出予定です。(措置済み)	当該補助金は、八尾市が産業博開催実行委員会に委員として参画したことで主催者となり、支出の科目が補助金から負担金となりました。平成17年度は、負担金で支出しております。

八尾市消費問題研究会補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	産業振興課	事業評価が不十分	<p>八尾市消費問題研究会は補助事業等の成果を記載した事業実績報告書により市長に報告をしている。しかし、事業実績報告書の内容が八尾市消費問題研究会の活動日と活動のタイトルだけの記載であり、消費者啓発活動及び消費者教育の推進並びに消費者活動に関する事業の成果(相談件数など)の把握ができない。また、所管部署である産業振興室も事業の成果について十分な報告を受けておらず、他の方法によっても把握していない。補助金の成果を適切に把握できなければ、補助金額の増額や減額もできないことから、八尾市消費問題研究会への補助金額は毎年度一定額となっている。近年、消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっている。本来これらの問題には消費者センターが対処すべきであるが、公の消費者センターが設置されるまで、八尾市では専門員1名と消費問題研究会が対応するしかない。八尾市は専門員を平成15年11月より2名に増員している。公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける消費問題研究会もスタッフを増員する、また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上することが必要と思われる。</p> <p>事業の成果を例えば相談件数、トレイ・牛乳パック回収量、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、評価結果を補助金額に反映させ、場合によっては増額も検討すべきである</p>	<p>H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成17年度の相談件数は1443件であり、20名の相談員が交替で、日々2名の相談員が対応しました。又平成18年4月3日消費者問題に対する研修会を実施しました。6月12日には八尾保健所と協力し、八尾市内スーパー等20箇所の食品衛生パトロールを実施しました。7月13日八尾、藤井寺、富田林保健所、(社)大阪食品衛生協会に協力し、「一日食品衛生指導員」として、市内百貨店の食品売場の食品衛生巡回指導を行ないました。</p> <p>以上の様に実施事業については、逐一報告を受けており、実施事業については、補助目的である、八尾市の消費者の消費生活向上に対し、十分な成果があがっていると考えております。なお、事業手法については事業委託も検討しましたが、相談件数等の推移を図る中で効果を検証しながら、現在のまま、補助事業を継続していくこととしました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>	<p>H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>消費者問題は悪質商法、ヤミ金融等、その手口が巧妙かつ、複雑化しており被害者救済の必要性は益々高まっているなか、公の機関が担うべき業務の一部をボランティアで引受ける八尾市消費問題研究会もスタッフの増員を検討しております。又、17年4月1日、6月30日、11月1日に消費者相談研修会を実施しました。</p> <p>また、法的知識の優れた専門スタッフを確保するなど量的にも質的にも処理能力を向上するよう検討いたします。</p> <p>事業の成果を例えば相談件数、食品衛生パトロール実施件数等定量的に評価し、場合によっては補助金ではなく、事業委託していくことも検討しています。</p>

特産物指定産地育成事業補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	産業振興課	事業実績の把握が不十分	<p>要綱第 9 条の規定によると補助事業者は補助事業が完了したときは、事業実績報告書に収支清算書及びその必要な書類を添えて提出しなければならない、とあり、八尾市は事業実績報告書と収支清算書を入手している。しかし、事業実績報告書の内容が事業の収支決算の記載のみであり、具体的にどのような事業を行い、どのような効果をあげているのかの状況が把握できない。また、所管部署である産業振興室では他の方法によっても把握していない。当補助金制度の創設当時に農家数等を根拠に補助金額を決定した経緯があると思われるが、当補助金制度の創設から既に長い年月を経ており、現在の各産地の農業の状況に格差が生じている。これに対して、平成 4 年度以降、補助金総額は毎年度同額であるうえ、各団体に対する補助金額は毎年ほとんど同額となっている。平成 14 年度に久宝寺促成出荷組合に対する補助金額を 20 万円減らして、南高安相互出荷・堆肥研究会に対する補助金額を 20 万円増額した動きがみられる程度である。</p> <p>産地の育成によりブランド化を図るためには、適地適産の進捗度合に応じて、事業効果の高いものを重点的に補助しなければ、効率的に目標を達成することはできない。例えば、特産物を指定した地区には、ブランド化が図れた特産物を生産する団体とブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体がある。出荷規格改善は本来、農業者が自己の負担で実施すべきものであるから、ブランド化が図れた特産物を生産する団体は補助対象から外すことも検討すべきである。また、ブランド化が全く見込めなくなった特産物を生産する団体も補助効果に乏しく補助対象から外すことも検討すべきである。そのために、毎年度、出荷高、シェア等の指標で事業効果を適切に測定し、当補助金の事業実績(適地適産の進捗度合)を評価する必要がある。</p>	<p>昭和 41 年 10 月 1 日から施行していた「特産物指定産地育成事業実施要領」を廃止し、八尾市補助金交付規則に基づいた「八尾市特産物指定産地育成事業補助金交付要綱」を平成 17 年 4 月 1 日から施行したことにより、</p> <p>①補助金交付申請書・実績報告書等の様式で、具体的な事業内容を把握できるように提出書類(様式)を改め、②補助金交付申請書に添付する「農業団体会員名簿」等で、団体の農地割と会員割を加えた金額等により補助金額を算出し、事業経費の 2 分の 1 以内で、毎年度予算の範囲内で補助金額を決定しています。そして、③出荷規格改善事業では、個人名のみ名入れを認めず、必ず「八尾」又は「地域名」を入れるように指導しています。また、補助金実績報告書に添付する「補助事業に係る実績報告書」で、出荷高・シェア等を把握し、事業実績を評価しています。(措置済み)</p>	<p>「特産物指定産地育成事業実施要領」を廃止し、八尾市補助金交付規則に基づいた「八尾市特産物指定産地育成事業補助金交付要綱」を平成 17 年 4 月 1 日から施行することにより、</p> <p>①補助金交付申請書・実績報告書等の様式で、具体的な事業内容を把握できるように提出書類(様式)を改め、②補助金交付申請書に添付する「農業団体会員名簿」等で、団体の農地割と会員割を加えた金額等により補助金額を算出し、事業経費の 2 分の 1 以内で、毎年度予算の範囲内で補助金額を決定するようにしました。そして、③出荷規格改善事業では、個人名のみ名入れを認めず、必ず「八尾」又は「地域名」を入れるように指導しました。また、補助金実績報告書に添付する「補助事業に係る実績報告書」で、出荷高・シェア等を把握し、事業実績を評価いたします。</p>

八尾防犯協議会防犯灯補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	防犯灯設置計画の未策定	八尾市全体として防犯灯の設置計画は策定されていない。現在、防犯灯の設置の判断は各自治会で行われ、補助申請を行うと全件補助対象となる。したがって、防犯灯設置の優先順位は設けられていない。今後は、防犯灯設置計画を策定し、それに従う設置とその補助を計画的に行うことが求められる。	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めていく予定ですが、防犯灯の設置計画についても併せて引き続き検討しております。	今後、防犯まちづくりに関わる計画づくりを進めていく予定ですが、防犯灯の設置計画についても併せて検討してまいります。
2		防犯灯補助金の補助割合の妥当性	現在、補助金額は要綱第 3 条により、規定されている。平成 14 年度より、照度の高い(36W以上)防犯灯設置に対しては高い補助割合となっている。実態としては、ポールを新設し防犯灯を設置する場合の設置経費は 60～70 千円であるのに対し、既設電信柱に防犯灯を設置する場合の設置経費は 30 千円程度であり金額の幅が広がっている。しかし、ポールから設置する場合とそうでない場合との設置経費に開きがあるのに、補助金額のランク分けがされていない。どの場合でも補助割合が同一となるように、補助金額計算根拠を設置経費に対する割合から算出するようにすることが望ましい。	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね 3 年で見直す旨の規定をいたしました。 要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただいております。 これら意見を踏まえながら、補助割合等について引き続き検討しております。	平成 16 年 9 月 7 日付けで要綱を全部改正し、補助金額・補助率等について、概ね 3 年で見直す旨の規定をいたしました。 平成 17 年度につきましては、要綱改正後、改正要綱の制度周知を含めて新要綱にて取り組んでおりますが、様々なご意見をいただいております。 これら意見を踏まえながら、補助割合等について検討してまいります。

八尾防犯協議会運営費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	自治推進課	事務局が八尾市庁内にある団体への補助	協議会の事務局は八尾市自治推進課内にあり、自治推進課職員が業務時間内で協議会事務局としての業務を行っている。したがって、実態は自治推進課職員が事務局職員を兼任している状態である。当該八尾市職員の人件費のうち、事務局としての業務時間に対応する分は協議会への補助金と実質的には同じである。八尾市自治推進委員会への補助金は実際に交付されている金額に加えて兼務職員の人件費分がある、ということを確認し、当該人件費分を含めた補助の効果などの程度のものであるかについて評価を行う必要がある。しかし、協議会の事務について、自主運営することを検討することが望まれる。	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について精査中であり、事業費補助としての補助金額の積算内容について、検討中であります。	引き続き、協議会が本来実施すべき事業について改めて精査し、事業費補助として補助金額の積算をしております。

「八尾市」用排水路浚渫補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	土木管理事務所	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	不備項目へのご指摘を踏まえ、補助金等交付基準、「適正化法」及び「適正化法施行令」に適合した内容とするべく浚渫補助金交付要綱の改正作業中です。	返還に関する規定を検討しております。

久宝寺寺内町まちづくり助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。(措置済み)	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。

生垣等設置奨励助成金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
2	みどり課	生垣設置奨励助成対象範囲について	生垣設置費用の助成対象は、八尾市緑化条例施行規則の別表 3 では、「新設」となっているが、現在は植え替え設置の場合にも助成が行われている。緑化の推進という奨励助成の趣旨から運用上、「新設」の意味を広く解釈して対応しているとのことであるが、「新設」の意味を緑化条例施行規則で明確にして、運用することが望まれる。	(措置済み)	緑化条例施行規則中の「新設」「コンクリートブロックを取り壊して新設するもの」だけを対象とし、植替えの場合は対象としないことで運用しております。
3		生垣設置奨励助成の必要性の検討について	新設置助成件数は、平成 12 年度 1 件、平成 13 年度 2 件、平成 14 年度 6 件と少なく、助成開始後 17 年経過しており、また、本来、生垣設置費用は設置者が負担すべきものであり、助成の必要性が薄らいだと思われるので、助成の廃止も検討すべきである。	生垣設置の奨励については、市街地の緑化推進及び防災上の観点から市として必要な手法であると考えており、利用の拡大を図るべくさらなる啓発を図りながら今後も助成を継続してまいります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)	緑化条例施行規則別表 3 の助成対象を遵守して助成を実施しております。

大阪外環状線鉄道建設費補助金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14 までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21 までの取り組み等の内容と改善の方針
1	都市計画課	補助金交付要綱の不備	補助金交付要綱において、「適正化法」及び「適正化法施行令」と照らして不備のある項目につき、補助金交付要綱を改正する必要がある。	(措置済み)	八尾市補助金交付規則に基づき改訂済みです。

・平成16年度包括外部監査についての改善措置等の内容

○歳入関連項目

1. 下水道使用料の金額

(1)平成12年度下水道使用料改定の経費負担区分に関する問題点

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費中の一般行政経費の負担区分	<p>(A)環境対策費 環境対策費のうち、浄化施設の活性炭入れ替え費用については、悪臭防止という点では汚水に関する経費であり、私費負担が必要と考える。</p> <p>(B)協会負担金等 協会負担金等のうち公共下水道管理者としての情報入手及び職員研修については、雨水・汚水両方にかかる経費であり、公費私費両方の負担が必要な経費であると考えます。 下水道協会及び下水道事業団の収支状況の実態を調査して、協会負担金等のうち、情報入手及び職員研修に見合った割合を算出し、その割合で按分された金額については公費私費両方で負担することが必要である。</p> <p>(C)水洗化推進員報酬 水洗化推進員の業務内容(「現地実態調査」「未水洗化台帳の作成」「くみ取り便所・し尿浄化槽の水洗化の通知」「水洗化個別指導」)は各種調査や水洗化促進のための啓発などの活動であるため、下水道事業の管理に付随して公共下水道管理者が実施する事務と捉え、汚水に関する経費であるとするのが適当と考える。したがって、水洗化推進員報酬は、私費負担が適当と考える。</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしました。原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定立案時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の積算を行いたいと考えております。</p>	<p>平成12年の使用料改定時に、環境対策経費、協会負担金等、水洗化推進員報酬について、全額公費負担することに合理性があると判断いたしました。原因者負担の観点から、一部には私費負担が適当であるとの考え方もあることから、今回の使用料改定時には、指摘の点を踏まえ、公費私費の負担区分の検討を行いたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	資本費の汚水経費のうち3割を公費負担とすること	<p>汚水に係る資本費については使用料の対象(私費負担)とすることが原則であるにもかかわらず、平成12年度の使用料改定計算においては汚水資本費の3割を公費負担とした。これは、使用料改定時の計画値について、仮に汚水資本費を全額使用料対象経費として料金改定率を計算すると28.6%となり、これでは使用料の改定幅が大きすぎると判断し、改定幅を小さくするために、汚水資本費の3割を公費負担とすることにしたということである。 公費負担を汚水資本費の3割分増加させたということは、即ち市民の税金で負担する部分を増加させたということであり、結果的には下水道を使用していない市民の負担が多くなってしまふことになる。 今後の料金改定においては、原則どおり、汚水に係る経費は利用者負担として、使用料対象経費に含めるべきと考える。</p>	<p>汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要が生じるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定立案時には、指摘の点を踏まえ、資本費の推移を見極めつつ公平負担の観点から使用料対象経費の算出に努めたいと考えております。</p>	<p>汚水資本費の3割を公費負担としたことについては、汚水資本費の全てを使用料対象経費とすると、極めて高額な使用料を設定する必要が生じるため、世代間の公平を図ったものであります。次回使用料改定時には、資本費の推移を見極めながら検討したいと考えております。</p>

(2) 平成 12 年度下水道使用料改定時の計算上の問題点

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容と改善の方針
1	下水道総務課	有収水量と使用料収入の予測方法	<p>有収水量計画実績差異分析の表によると、低い水量ランクでの計画実績差異が大きい。これは、低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいるためと推測される。</p> <p>八尾市は累進使用料体系であるため、このように低い水量ランクの有収水量が増加有収水量の大部分を占めている場合、全体の有収水量が計画どおりに増加しても使用料収入が計画どおりに増加しない可能性がある。</p> <p>今後は、各年度に下水道を使用開始するのはどのような者か(例えば家庭、工場など)という点を調査の上、水量ランクごとに有収水量の予測を行い、使用料収入見込額を計算すべきと考える。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定立案時には、使用料収入見込額算出の基礎となる有収水量の予測をよりの確に行い、使用料収入見込額を算出したいと考えております。</p>	<p>水量ランク別の使用水量の表は、累積された水量であるため、必ずしも低い水量ランクを中心に下水道普及が進んでいることを示すものではありませんが、次回改定時には、使用料収入見込の基礎となる水量ランクごとの有収水量の予測をよりの確に行うための方法を検討したいと考えております。</p>
2	下水道総務課	公衆浴場の有収水量及び使用料収入の取扱い	<p>平成12年度の料金改定において公衆浴場の使用料の改定は行われなかったが、平成12年度改定時の有収水量の予測値は公衆浴場の有収水量込みの数値になっている。理論的には、使用料収入の計算に当たっては、据え置きで計算すべきと考える。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行います。</p>	<p>公衆浴場の有収水量は、有収水量全体に占める割合が極めて小さく、使用料の積算では考慮しておりませんが、次回改定時にはこれらも考慮したうえで、有収水量の予測を行うようにしたいと考えております。</p>

2. 下水道使用料の徴収事務の委任

(1) 費用負担が必要なもの

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	滞納督促業務費(一般諸経費)	民間会社への滞納料金督促業務等の委託料である滞納督促業務費は一般諸経費に含まれており、平成 15 年度の算定基準額は 11,169 千円であるが、決定額はゼロである。下水道料金について滞納料金督促業務の実績はあるにもかかわらず、全く費用を負担しないというのでは滞納督促業務費は下水道事業に係る経費として反映されないことになる。また、その内容から考えるに滞納督促業務費は料金を徴収するのに必要な直接的経費である。滞納督促業務費について、下水道事業としても直接経費として費用負担した上で、それを段階的に使用料に反映していくべきと考える。	滞納督促業務、量水器維持管理費等はすでに費用負担しています。 (措置済み)	滞納督促業務費、量水器維持管理費等については、直接的経費でありH17年度より予算措置をしております。しかし、一般諸経費については、どのような経費を委託料対象経費として算定すべきか、今後、日水協の考え方について関係各課(水道局・財政課)と十分協議を行い、経費負担の妥当性を検討したいと考えております。
2	下水道総務課	量水器維持管理費及び一般諸経費(上記1を除く)	料金調定及び徴収に係わる費用である量水器維持管理費(量水器取替修繕費、量水器減価償却費)及び一般諸経費(庁舎維持管理費、庁舎減価償却費、機械装置減価償却費、一般管理費)について、決定額はゼロ又は算定基準額より少ない金額となっている。使用料徴収に関する経費を上下水道で負担しあうという原則を考えるに、これらの費用についても負担の上、それを下水道使用料に反映していくべきと考える。		

3. 下水道使用料の料金滞納の管理

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	給水停止執行までの期間短縮及び現地訪問の早期化	八尾市の給水停止執行の条件は 6 カ月以上の滞納と定められているが、これを例えば 4 カ月に短縮し、さらに 6 カ月分の催告を行った日から給水停止執行までの期間を半月(現状は 1 カ月半)に短縮すると、使用料滞納発生日から 7 カ月で給水停止執行ということになる。この給水停止執行までの 2 カ月半の短縮は、例えば無断転出者の早期判明に有効であり、回収不能額を減らす効果が期待できる。 同時に、現在収納事務受託者に、4 カ月以上の滞納者への現地訪問による催告を委託しているが、これを 3 カ月以上に早めることにより滞納額が減少すると予測される。 以上、下水道使用料滞納額の早期回収の為には、給水停止執行までの期間の短縮及び現地訪問の早期化が有効と考える。	給水停止執行及び滞納督促業務は、水道局が行っており、督促業務はさらに民間業者へ委託しております。当課だけでは改善できないため、水道局と十分な協議検討が必要なため、費用対効果を考慮しつつ改善方向に努めてまいります。	滞納者宅への訪問については、滞納督促業務として業者委託を、早期実施に努めているところですが、給水停止執行までの期間の短縮については、期間を早めることにより給水停止執行件数だけでなく、滞納事務全体が増えることになり、場合により、対応する人数なども増加させる必要があるため、費用対効果を考慮しつつ、水道局と協議しながら検討したいと考えております。

4. 一般会計からの繰入金(取り組み済み)

5. 下水道利用(水洗化向上)の促進

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道普及課	水洗化向上の必要性	八尾市の水洗化率は他市町村と比べて決して高いものではなく、むしろ低いといえる。下水道が整備されても水洗化が行われないことは、整備施設が有効に利用されず下水道の本来の目的を達成していないことであり、また、市は予定した収入が獲得できず市財政にも影響を与える。下水道普及率が同程度で水洗化率の高い市町村があることからすると、八尾市においても、さらなる水洗化促進策を実施し水洗化率の向上に努めることが求められる。	未水洗化家屋の戸別訪問による説明、PRはもちろんのこと、供用開始のお知らせ及び水洗化通知文に3年以内の水洗化が義務であることを明記し、市民に理解と協力を求めて水洗化の普及啓発の強化に取り組んでまいりましたが、平成16年度包括外部監査の指摘などを踏まえ、総合計画後期基本計画の中で、平成22年度末水洗化率90%を目標値として設定し、水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指します。又、下水道総務課との連携により、排水設備と使用料賦課を一元管理するシステムを、現在構築しているところであり、これに取り残された未水洗家屋の把握に努めるものです。又、義務期限を過ぎた未水洗家屋については、戸別訪問により、相談、事情聴取、説得等の、きめ細かい勧奨指導の強化を図り、水洗化の向上に努めております。	水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指し、供用開始のお知らせ及び水洗化通知文に3年以内の水洗化が義務であることを明記し、対応しております。また、義務期限を過ぎた未水洗家屋についても再調査し、水洗化を図ってもらえない原因がどこにあるのか、どうすれば水洗化を図ってもらえるか検討し、水洗化の向上に努めてまいります。
2	下水道普及課	水洗化促進策の提案	① 具体的な目標設定 八尾市総合計画の第4期実施計画における目標戸数は水洗化率何%になるかが算定されていない。 重要なのは、水洗化率の向上であるため、まず水洗化率の向上目標値を設定し、そのうえで当該目標値から導き出される戸数を具体的な目標値とすることが望ましい。また、その目標値を達成するためには区域別により細かい目標の設定(例えば、3年経過時までの目標値、3年経過住戸に対する目標値、くみ取便所を対象とした目標値等)したうえで、それぞれの区域について実施責任者の設定が必要と考える。	水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指します。又、下水道総務課との連携により、排水設備と使用料賦課を一元管理するシステムを、現在構築しているところであり、これに取り残された未水洗家屋の把握に努めるものです。又、義務期限を過ぎた未水洗家屋については、戸別訪問により、相談、事情聴取、説得等の、きめ細かい勧奨指導の強化を図り、水洗化の向上に努めております。 (措置済み)	水洗化義務期限である3年以内の水洗化を目指し、供用開始のお知らせ及び水洗化通知文に3年以内の水洗化が義務であることを明記し、対応しております。また、義務期限を過ぎた未水洗家屋についても再調査し、水洗化を図ってもらえない原因がどこにあるのか、どうすれば水洗化を図ってもらえるか検討し、水洗化の向上に努めてまいります。

			<p>④ 供用開始3年経過後の対応 市は3年経過後においても不定期に戸別訪問を実施しているようであるが、不定期ではなく一斉に戸別訪問を実施し、未改造理由を再度確認することを提案する。そして、水洗便所普及促進要領に記載されているように、「くみ取便所を水洗便所に改造する意欲のない者と、改造していないことにつき客観的な理由を有する者」に区分し、「前者については改造命令を発する。後者については、改造を妨げている事由を適確に把握し、個別的にキメ細かく対応する」ことが必要と考える。 また、単独処理浄化槽では生活雑排水は処理されておらず環境に悪影響を与えていることを十分に説明し積極的に指導を行うことが求められる。 さらに、合併処理浄化槽の場合においては、浄化槽の維持管理費用(保守点検費、清掃費及び電気代等)と下水道使用料とを比較説明し、一般家庭においては、下水道使用料は決して高くないこと、ケースによっては安いこともありうることを十分説明して水洗化を勧める等、対象者にきめ細かく個別対応することが必要と考える。</p>	<p>義務期限を過ぎた未水洗家屋及び排水設備の設置に着手できない状況にある者に対しては、戸別訪問等によって、相談、事情聴取、説得等の勧奨指導など、きめ細かく対応することで、水洗化向上に取り組んでおります。又、河川などの水質向上において、生活排水処理がいかに重要であるか、普及啓発活動を通して広くPRしております。 さらに、浄化槽が下水道への切替の支障になっている場合については、下水道との差異についての説明を充分行い、下水道への切替を促しております。 (措置済み)</p>	<p>義務期間を過ぎた未水洗家屋及び排水設備の設置に着手できない状況にある者に対しては、戸別訪問等によって、相談・事情聴取・説得等の勧奨指導など、きめ細かく対応しており、今後も、なお一層の水洗化の促進を図りたいと考えております。</p>
2	環境施設課	水洗化促進策の提案	<p>⑤ し尿処理手数料の見直し 八尾市のし尿処理(収集、運搬及び処分)手数料は一般家庭(4人)で年額14.4千円である。これに対し下水道使用料は月20㎡で年額21千円であり、くみ取便所の方が下水道使用料よりも安いのが現状である。区域別の資料はないが、市域全体の平成14年度のし尿収集・運搬費用の1件当たり平均金額は約52千円となっている。下水道整備区域では供用開始後年月が経過するにつれ、し尿収集戸数が減少し区域に点在することとなるため、収集の効率性が低下し、し尿収集・運搬費用は市域平均よりも高いと推測できる。下水道事業は、汚水は私費負担を原則として実施している。し尿も汚水であるため私費負担が原則と考えられるが、現状ではし尿処理費用をすべて処理手数料に転化すると料金が高額になるため政策的配慮から料金が決定されているものと思われる。しかし、下水道整備区域においては、下水道利用者との公平性の観点も考慮にいれて、し尿処理手数料を設定すべきものとする。その方法として、し尿処理費用を下水道整備区域と未整備区域の費用に区分して把握したうえで、下水道整備区域のし尿処理費用を賄えるようにし尿処理手数料を設定することが望ましい。なお、算定したし尿処理費用額すべてを料金に転化すると料金が高くなるのであれば、少なくとも下水道使用料金と同額程度に設定することが適当であると思われる。なお、経済的事情により水洗化便所に改造できない者については別途手当を講じる必要がある。 市民間の公平性に加え、環境面及び市への財政的影響面も考慮して、上記したし尿処理手数料の料金設定の検討が望まれる。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>	<p>し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、指摘事項につきまして、引き続き慎重に検討してまいります。</p>

6. 受益者負担金

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	収納率のさらなる向上	<p>八尾市の受益者負担金の収納率は比較的高い。収納率が高いのは、一括納付の場合の報奨金 18%と受益者負担金の負担者にとって非常に有利な率になっているため、一括納付者が多いことが主な原因と思われる。八尾市の報奨金比率 18%は、近隣 26 市(6.4%~18%)に比べて高い比率ではあるが、報奨金を支払った場合の 1㎡当たり負担金は 369 円/㎡と近隣 26 市(81.5 円/㎡~445.2 円/㎡)に比べて突出している数値でもない。一括納付の場合の報奨金比率を高く設定し、高い収納率を保つという市の方法は効果をあげている。</p> <p>しかし、公平性の観点からは、収納率をさらに100%に近づけることが求められるため、未納者に対する対応をより厳しく行う必要がある。</p>	(措置済み)	平成17年度より未納付者等への現地訪問の強化を図り、収納率の向上に努めているところですが、今後においても、より適切かつ公平な処理に努めてまいります。

○歳出関連項目

7. 流域下水道等負担金

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (寝屋川南部流域下水道)	<p>維持管理費は汚水処理費と雨水処理費に区分されるが、このうち汚水処理費の負担基準を面積としているのは合理的ではなく、汚水流入量(各市の流入量は不明であるため実質的には各市の上水道の有収水量)により按分する方がより合理的な方法と考える。なお、負担基準の見直しに当たっては、次の事項にも留意が必要である。</p> <p>1) 汚水処理費は汚水流入量に正比例する費用ばかりではなく、固定的に発生する費用もある。</p> <p>2) 新処理場(竜華水環境保全センター)の建設が進められているが、当該処理場内の水処理設備は下水流入量の増加見込みに応じて順次増設していくため、当面の間は処理場の一部は未利用状態となる。この未利用部分に係る維持管理費は下水道整備が遅れている市も負担すべきものと思われる。</p> <p>数年後に稼働を予定している竜華水環境保全センターは下水の高度処理を予定している。また、川俣処理場においても、水処理施設改築時には高度処理に移行される予定である。高度処理は現在の水処理方法よりも維持管理費用が増加すると予想される。市は現状及び今後の状況を的確に認識し、合理的な負担基準を十分に検討したうえで、流域下水道関係市と協議を行う必要があると考える。</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合規約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております。</p>	<p>維持管理に係る負担割合の算出方法については、寝屋川南部広域下水道組合規約や大阪市との協定においては、基本的に供用開始面積比を用いております。</p> <p>寝屋川流域では、内水排除を目的として合流方式で下水道整備されてきたことから、各市とも雨水、汚水の流入水量を正確に算出することは困難な面もありますが、組合、関係各市とも相談しながら研究してまいりたいと考えております。</p>
2	下水道総務課	維持管理費の負担基準の見直し (大阪市公共下水道)	<p>大阪市公共下水道の維持管理費負担金の算定は、管渠費用は幹線毎の計画面積比を基準とし、処理場等費用は供用開始面積を基準としている。</p> <p>処理場等費用は汚水処理費と雨水処理費に区分できるが、このうち汚水処理費については、面積を基準とすることは合理的な方法とはいえ、流入量を基準に加えることが適当と考える。大阪市と十分協議することが望まれる。</p>		

8. 経費節減対策

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課 下水道普及課 下水道建設課	人件費(さらなる業務効率化の検討)	<p>管渠築造費に対する人件費比率が増加傾向にある。今後、さらなる建設事業費の減少も見込まれており、その場合は、さらに人件費負担割合が高くなることとなる。</p> <p>今後の下水道管渠工事が幹線管渠整備から面整備(末端管渠整備)に移行するなかでは、建設事業費の金額規模の減少が職員の業務量の減少に直接結びつかないこともあると思われる。また、市は一定の超過勤務時間の削減や事務効率化を行っているとのことである。しかし、職員の業務内容の分析を実施し、さらなる業務効率化の検討により、人件費負担率を減少させられないかの検討が望まれる。</p>	<p>集中改革プランに沿って定数管理を行い、効率的な事務事業の執行を進めます。 (措置済み)</p>	<p>平成10年度、11年度については、国の大型補正、追加補正があり、本来の適正な執行・人員体制とは言いがたいものであり、現状の人員が必ずしも不適切であるとは考えておりませんが、事業量に見合った適正な職員配置が必要であることは認識しており、今後、事業量の推移、他市の状況も勘案しながら、適正な職員配置のあり方について検討したいと考えております。</p>
2	下水道普及課	不明水減少対策の推進	<p>寝屋川南部流域の不明水率は他流域に比べかなり高い。下水道区分で合流式割合が高い寝屋川北部流域と比べても、不明水率は3倍近い割合となっている。多量の不明水の流入には、次のような問題点が指摘されている。</p> <p>(A) 汚水処理は本来受益者が負担すべきものであるが、不明水は受益者が特定されないため料金収入のない費用が発生しており、経済性の面で問題である。</p> <p>(B) 不明水の流入があるため、正規の下水を処理する能力が奪われているものであり、この点において問題である。</p> <p>一般的に不明水発生の原因は、管渠の接続部分、マンホール等からの浸入水、井戸水等の認定水量と実際の使用水量との誤差等が考えられるとされている。八尾市においては、テレビカメラによる管渠調査等の不明水調査を行っているものの、下水道整備を優先していることもあり、十分な効果が得られていないのが現状とのことである。</p> <p>しかし、寝屋川南部流域の不明水率は37.5%と高く、上記した一般的な発生原因によるものだけでは考えにくい。</p> <p>大阪府は流域下水道の維持管理を実施している一部事務組合に対して、従来から不明水処理費に一定の補助金を交付していたが、平成16年度からはその補助金の一部を不明水調査費用の補助に切り替えている。これに合わせて、寝屋川南部流域関連の他市と協力のもと、八尾市においても多量の不明水が発生する原因を早急に追求し不明水減少対策を講じることが望まれる。</p>	<p>平成16年度より大阪府、流域関連各市ならびに組合で不明水対策協議会を設置し、広域的観点から、不明水の削減対策の検討を進めており、具体的には、H16年度からの3ヶ年を「実態調査の重点取り組み期間」と位置づけ、大阪府により調査を実施しており、この結果を受け、関連市町村は不明水削減実施計画を策定してまいります。以上のような対策を現在行っており、今後も不明水減少対策を進めます。(措置済み)</p>	<p>平成16年度より大阪府、流域関連各市ならびに組合で不明水対策協議会を設置し、広域的観点から、不明水の削減対策の検討を進めております。</p>

9. 契約事務

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	契約検査課	指名競争入札の入札参加者の増加、公募型指名競争入札への早期移行	<p>一般的に、入札参加者が多いほど競争性が高まると言われている。これから考えると、市の指名業者数は少なく競争性が低いのではないと思われる。</p> <p>八尾市では業者格付を「A～D又はA～Eの4ないし5等級に区分している。そのため各等級内の業者数が約20～30者程度であり、1回に10者ずつ参加させると同じようなメンバーの入札になってしまう。これを解消するため、参加業者を現在の数にしている。」とのことである。</p> <p>しかしながら、より競争性を高めるためには、入札参加業者数を増加させる必要がある。また、入札制度の公平性、透明性を高めるために、現在の指名競争入札ではなく公募型指名競争入札への移行が求められる。</p> <p>平成16年度秋から一部の契約について公募型指名競争入札を実施しているが、この方法を指名競争入札による契約すべてにおいて取り入れ、資格を有する業者が希望する時に希望する入札に自由に参加することにより、入札参加者を増加させることが必要と考える。</p> <p>なお、公募型指名競争入札に移行するまでの間、従来の指名競争入札にあっては指名業者数を増加させる(できれば現在の倍以上)ことが求められる。</p> <p>また、市内業者育成のためとの理由で指名競争入札の参加資格者を市内業者に限定しているが、市外業者にも門戸を広げ、より競争性を高めることが必要と考える。</p>	<p>公募型指名競争入札を平成16年9月から導入しており、平成17年度、18年度と順次、その適用範囲を拡大しています。</p> <p>平成18年度の適用範囲は、次のとおり。</p> <p>①土木一式、舗装、造園工事 ⇒予定価格が概ね1千万円以上1億5千万円未満のもの</p> <p>②建築一式、管、電気工事 ⇒予定価格が概ね3千万円以上1億5千万円未満のもの</p> <p>③設計業務 ⇒予定価格が概ね1千万円以上のもの</p> <p>④下水道推進工法に係る設計業務 ⇒全件</p> <p>⑤その他指名委員会が必要と認めるもの</p> <p>(※公募型指名競争入札の範囲を超える高額ものは従来から条件付一般競争入札を適用しています)</p> <p>公募型指名競争入札の導入と参加条件の緩和により、1件あたりの入札参加業者数が大幅に増加し、競争性が高まりましたが、その一方、審査や入札に係る事務量等の負担がかなり増え、電子入札で執行することにより、その負担の軽減を図っています。</p> <p>公募型指名競争入札への全面移行を目指して、今後も引き続き、適用範囲の拡大を図っていく予定です。</p> <p>なお、指名にあたっては工事内容等に応じて、適正に対象業者(市内・市外)の選定を行ってまいります。(措置済み)</p>	<p>入札参加者数については、競争性の確保と同時に成果品の質の確保も重要であることから、指名競争入札に関しては施工実績等も勘案したうえで、現在の参加者数としています。</p> <p>一方、公募型指名競争入札については、平成16年9月から導入しています。</p> <p>適用範囲は、平成17年4月現在次のとおりであります。</p> <p>①土木一式工事、建築一式工事 ⇒予定価格が概ね5千万円以上1億5千万円未満のもの</p> <p>②設計業務 ⇒予定価格が概ね1千万円以上のもの</p> <p>③下水道工事推進工法に係る設計業務 ⇒全件</p> <p>④その他指名委員会が必要と認めるもの</p> <p>特徴は、入札参加業者数、業者名の事後公表。</p> <p>条件緩和等による、参加業者数の増加等を盛り込んでいます。</p> <p>なお、今後も順次、適用範囲の拡大を図っていく予定です。</p>

2	契約検査課	資格基準の見直し	<p>下水道工事の資格基準は、建設業法に定める経営事項審査結果の総合数値により区分している。当該経営事項審査の審査項目は、被審査会社の経営規模や経営状況及び技術力や工事実績に関する事項であり、それらを含めて総合点数を算定している。したがって、下水道工事の工法によっては、資格基準を満たしていてもその工事の技術を持たない業者が存在する。また、工法のほか、管渠の口径・距離・線形・土質等により工事の難易度は異なる。難易度の高さと工事予定価格はある程度相関関係にあるが、必ずしも現在の業者ランク区分の金額と一致するものではない。現在は、該当資格ランクの中で、その工事の難易度をこなせるであろう者の中から指名をしているとのことである。しかし、指名の透明性を高めるため、さらには公募型指名競争入札を実施するためには、現在の総合数値のみで資格を区分するのではなく、下水道工事の技術力をより重視した基準をもって資格区分を決定し公開する必要があると考える。</p>	『八尾市下水道推進工事可能業者一覧表(平成17年8月31日現在)』を公表済みです。(措置済み)	『八尾市下水道推進工事可能業者一覧表(平成17年8月31日現在)』を公表済みです。
---	-------	----------	--	---	---

○全体的項目

10. 下水処理に関する計画(取り組み済み)

11. 公共下水道事業特別会計の財政及び地方債

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容 と改善の方針	H18.1.21までの取り組み等の内容 と改善の方針
1	下水道総務課	財政を考慮した下水道計画の見直し	<p>平成 22 年度までに下水道の普及率を 85%にするという目標の達成に必要な投資額(管渠築造費)を試算すると、平成 19 年度以降に総額で 418 億円となる。</p> <p>平成 22 年度においては一般会計から下水道特別会計への繰入金は年間約 69 億円が必要と推測され、平成 15 年度の実績約 56 億円から約 12 億円の増加となる。公債費については平成 22 年度以降も増加を続け、平成 30 年度まで増加は続く予測される。</p> <p>八尾市の平成 15 年度の一般会計歳出額は 861 億円、土木費歳出額は 118 億円であり、一般会計から下水道特別会計への繰入金はこの土木費からなされている。現在の一般会計及び土木費の規模から考察するに、年間約 69 億円規模で下水道特別会計への繰入を行うことは困難と思われ、市の財政に与える影響は極めて大きいといえる。</p> <p>下水道普及のために生じる財政的な負担に市がどの程度まで対応できるのかについて再度検討を行い、下水道の整備計画について財政面でも実行可能なものに見直す必要がある。</p> <p>現在も下水道部内部では独自に長期的な下水道整備計画は作成されているようであるが、財政的側面からの検討が十分でなく、また市全体で合意されている予測ではないとのことである。下水道部、財政課をはじめ、市として財政を考慮した上で計画をたて、かつ適時に見直す体制を作る必要がある。</p>	<p>下水道の早期整備に対する強い市民要望がある中で、効率的な事業推進を図る必要があることから、更なるコスト縮減に努めるとともに、事業の優先順位、社会経済情勢等を十分考慮しながら、平成 22 年度人口普及率 85%を目指した前計画を平成 17 年度に 83%に修正し、計画的な事業推進に努めています。</p> <p>(措置済み)</p>	<p>今日の厳しい財政状況の下で、公共下水道事業としても、これからの国の行財政改革等の動向並びに本市の財政健全化方針の趣旨等も考慮し、市全体の取組みの中で、財政当局との十分な調整のもと、一定の事業抑制も視野に入れ、事業の推進並びに運営を図っていかねばならないと考えております。</p>

・平成17年度包括外部監査についての改善措置等の内容

◎共通事項として総括すべき事項

1. 「公の施設」を含む公共施設の評価と更新について

(意見) 地方自治法第252条の38第2項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(1)管理体制の構築の必要性	<p>公共施設に対するアンケートの項目のうち定量的なもの(利用者数や利用率等)についてはその算出基準を明確にし、比較対象として前年比だけではなく、比較対象となる他都市・他地域の同種の施設を選定し、当初利用予定数及び想定される利用者数を母数とした利用率等、比較対象となる各種指標を準備しておく必要がある。今回の包括外部監査において、当初利用予定者数や予定ランニングコスト等のわかる資料を要求したが、多くの施設で保存されていない等の理由から、確認することができなかった。</p> <p>また、「公の施設」を含む公共施設の設置目的はその施設に対する住民ニーズや時代・環境の変化によって、見直していくことが必要となるため、施設の有効利用の観点から、総合計画や政策分野別の部門別計画との関係や施設が持つ機能、費用対効果等を適時に検討する体制を構築し、評価することが望まれる。</p>	<p>これまで試行してきた公共施設評価について、今年度より本格実施しており、利用率や稼働率、管理コスト等の把握を行い、また目標利用者数の設定も行っております。</p> <p>現在実施している事務事業評価と合わせて、費用対効果等を踏まえた施設の有効活用についても、今後の評価のサイクルにおいて点検を行います。また、施設の適正配置についても、公共施設整備検討会議において検討を進めてきております。(措置済み)</p>
		(2)横断的な分析の必要性	<p>市が実施した調査によって、「公の施設」を含む公共施設単体での機能の必要性、改修等の必要性、維持管理コストの視点からの評価が行われ、その調査結果に基づき、施設の建替えや移築等の検討が行われている。</p> <p>今回、監査の対象とした市の公の施設は、施設の利用対象者の相違等はあるが、内容的に類似の講座を開催されていることが多い。</p> <p>そこで、今後、施設の評価を実施し、施設の更新を検討する際には、設置目的や市全体の施設の設置状況等を検証し、サービスの重複により利用者が分散し、利用率が低下する可能性や、複数の場所で類似の講座を開催することによるコストが増加する可能性を勘案した上で、施設の改修・更新だけでなく、施設の適正配置の基準を検討すべきである。</p>	
		(3)「公の施設」を含む公共施設の有効利用に関する検討	<p>横断的な分析を実施するのと同様に、「公の施設」を含む公共施設の有効な活用方法を検討する必要がある。</p> <p>市は、稼働率の低い公共施設を保有しているのみならず、過去に取得し、一定期間利用した後、建物の老朽化等により、取得時の目的で利用されず倉庫等として暫定的に利用されている建物や土地(八尾市立病院跡地、第二別館等)も保有している。</p> <p>これらの建物や土地については、有効な活用方法の検討は行われているものの、一時的な保管場所として取り壊されないまま現在に至っているものである。</p> <p>本来、施設の移転・統廃合等を行う場合、対象となる施設の活用方法・跡地の有効利用や管理・処分に関するコストも含めて事前に検討すべきである。</p>	

2. 受益者負担のあり方について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	財政課	(1)受益者負担の状況	<p>各施設の利用料金は条例で定められているが、「受益と負担の公正性確保」(平成 14 年 3 月 行政改革重点検討項目)では受益者負担の定期的な見直しについて「社会経済情勢を勘案し、おおむね 3 年から 5 年に 1 回見直しをする」と定められている。</p> <p>受益者負担の定期的な見直しについて社会経済情勢の変化に伴い、サービス内容やコストの変化を検証し、その状況について定期的に見直す必要があると考える。</p> <p>そこで、受益者負担を考える上で、適切なコストの把握が必要となるが、現在、市は人件費以外の施設の維持管理や整備に関するコストを、施設ごとまたは所管課ごとの予算執行額により把握している。</p> <p>受益者負担を明確にする上で認識すべきコストは、施設の維持管理に要するコスト以外に、その建設に要したコストや有利子の資金調達に関するコスト及び管理運営に関する人件費等をもとに算定すべきと考える。</p> <p>各施設が利用者一人から徴収する利用料収入は発生するコストと比較し非常に少ない状況である。</p> <p>公益性の観点から、発生するコストの全てを利用料でまかなうことは困難であるが、全体として適切な受益者負担のあり方、人件費を含めたコストの削減、コストを加味した料金制度の導入を検討すべきである。</p>	<p>受益者負担金の算定の考え方については行政改革重点検討項目「受益と負担の公正性確保」の中で示させていただいており、その対象経費は人件費を含めたランニングコストとしております。建設費あるいは初度調弁備品等は市の財産として、長期間に使用できるものであり、その期間に利用する市民の範囲も大きくなるため、市民全体からの税での負担が適当であると考えております。</p> <p>(監査の意見に対し検討を行なった結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
	財政課	(2)コストの把握の必要性	<p>条例上、利用料金を徴収しない施設についても、現状を把握し、コスト削減のための計画立案や、将来の投資意思決定に役立てるため、受益者負担額の算定に用いたものと同様の考え方によるコストの把握が必要である。それぞれの施設毎の管理コストを適切に把握し、サービスの質を確保しつつ、管理コストの低減を図るべきである。</p> <p>減価償却費や支払利息といったコストは、現在、所管課が把握していないが、施設の設置やその後の運営方針を検討する際には、施設の設置から更新・廃止までのトータルコストを勘案する必要がある。また、施設の効率性や効果を評価する際の判断基準のひとつとして、所管部署が認識しておく必要がある。</p>	<p>人件費を含めたコストの把握については現在導入中の行政評価システムを活用することにより把握可能であります。また、施設管理経費については、毎年度の予算編成過程の中で、各施設の効率性や効果を評価し、削減に努めているところであります。なお、「減価償却や支払利息」も含めたトータルコストの把握の手法等については現在検討中であります。</p>
	地域経営課	(3)ABC(Activity-Based Costing:活動基準原価計算)の必要性	<p>ABC(活動基準原価計算)とは、各行政サービスの業務フローを整理し、フロー中の業務区分ごとに光熱費や人件費といった間接的経費も含め、投入されているコストを明らかにするものである。</p> <p>ABCには、業務区分サービスごとのコストや行政サービスの実施にかかっているコストが明確になるため、業務改善やサービスの民間委託などを考える際の判断材料になるメリットがある。</p> <p>市の直営施設についても、サービスの有料化やコスト削減の方策を探っていくためには必要に応じてABCを行い、サービスごとのコストを正確に把握した上で、効率的・効果的な運営を行っていくことが望まれる。</p>	<p>現在、事務事業評価において、間接経費も含めたコスト把握を実施しており、公表を行うこととしております。(措置済み)</p>

3. 指定管理者制度導入に関する課題

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	地域経営課	(1) 条例改正における課題	<p>「公の施設の指定管理者制度に関する基本指針」においては、候補者の選定は原則公募となっているが、平成 17 年 12 月議会において、「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例」が定められた。それは、現在、管理委託を実施している施設の指定管理者の選定方法については、最初の指定期間が 3 年以内のものに限って、従来から公の施設の管理を受託している団体を指定管理者の候補者として選定することができるという内容である。</p> <p>これに拠れば、今後 3 年間は市の外郭団体が指定管理者に無条件に選定されることとなり、市及び外郭団体において抱えている様々な課題に対する改善計画が先送りになってしまう危険性を孕んでいる。3 年後、公募による選定となった場合に備え、市及び外郭団体における施設運営上の課題を整理し、その改善計画を策定し、早急に実行していくことが重要である。</p> <p>また、指定管理者制度の具体的手続は、申請の方法や選定基準等を定めるものであるが、特に指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましいとされており(「地方自治法の一部を改正する法律の公布について」(平成 15 年 7 月 17 日付け総行第 87 号総務省自治行政局長通知))、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、サービス提供主体を民間事業者等からも広く求めることに大きな意義がある。従って、その選定のあり方は制度の運用にあたって最も重要な事項であるといえる。</p> <p>基本指針上、公募によらず非公募による場合が例示されているため、当該指針を拡大解釈し、十分な議論がされないまま実質的に外郭団体が公募によらず指定管理者として選定されることがなきよう留意し、公募制によって健全な競争原理が導入され、市民が享受するサービスの質が確保され、適正なコスト負担が達成できるよう制度の運用が行われることが期待される。</p>	<p>市の外郭団体所管部署において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善の取り組みを進めております。また、基本指針に沿って制度の適正な運用を図ってまいります。(措置済み)</p>

<p>地域経営課</p>	<p>(2)長期的戦略の構築</p>	<p>指定管理者制度においては、数年毎に指定管理者の見直しを検討することが求められている。上記(1)で述べたように平成17年12月議会において条例改正され、おそらく、その附則を適用し、今後3年間は市の外郭団体が指定管理者に選定されることとなると考えられるが、その後は公募を原則とする手続条例の本則を適用した団体の選定がなされることとなるため、収入の多くを市からの施設管理受託業務に依存している外郭団体にとって、指定管理者に選定されない場合には当該団体の存続可能性が問題となる。</p> <p>この点を踏まえ、今後外郭団体においては、3年後に公募によって指定管理者が選定される場合に備え、事業運営上の非効率を徹底的に排除し、長期的な視点による事業戦略を構築する必要がある。</p> <p>その際、人員の適正配置を含めた柔軟な人事制度の構築や、市の施設管理受託業務以外からの収入を得る事業の実施等、様々な取組みが考えられるが、指定管理者として選定されなかった場合も視野にいれ、指定管理者となった団体との事業上の協力関係が築けるような独自のノウハウをもつことが重要である。</p> <p>一方、市においては、指定管理者に担わせるべき公の施設の管理運営の範囲を協定事項として定める必要があることから、公の施設の特徴及び外郭団体が実施してきたこれまでの施設の管理運営を十分に把握するとともに、市としての役割と責任の範囲を明確にするため、公の施設の管理を行う所管課を中心に具体的検討を実施していく必要がある。市としても今後3年間を円滑に制度を導入するための準備期間として、過去における市と外郭団体との施設の管理運営上の関係を再度見直しながら、長期的な観点からの施設管理が望まれる。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、人材育成も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、現在改善に取り組んでおります。</p>
<p>地域経営課</p>	<p>(3)人員確保の必要性</p>	<p>現在、管理委託先である外郭団体には、市の職員が一部事務従事として複数出向し、共同して業務を行っており、生涯学習センター等、市の職員の占める割合が非常に高い場合がある。</p> <p>指定管理者制度に移行するにあたり、市の職員は当該団体の業務から一切離れることになり、外郭団体が指定管理者に選定された場合、自らの職員により運営管理を実施する必要がある。現在、市の職員が担っている一部の業務についても、当該団体にとって業務の範囲に含まれ、さらに、団体にとってはこれまで以上に自らの判断で事業を行う必要があり、これに伴う責任の範囲が拡大することが予想される。</p> <p>外郭団体においては、当初の指定期間は無条件に当該団体が選定されるにしても、その後は他団体との競争に勝つために団体運営を適正に行いような人員を確保する必要がある。そのためには、市の職員が現在担っている業務をたな卸しし、しかるべき人材を外から調達するなど、団体運営にとって近い将来に必ず直面する短期的な課題として人材確保を早急に行うべきである。</p>	

<p>財政課</p>	<p>(4)管理コストの適正化</p>	<p>市は施設の管理受託先である外郭団体に対し、業務の品質を確保しつつ、できる限りコストの削減を図ることを求め、厳しい財政事情を背景に予算削減を実施してきた。これを受けて、外郭団体においても市の意向にそって、可能な限りの経費削減に努めてきたが、一定の質のレベルを維持しながらコスト削減を行うのは、両者が背反する事項であるため、このような努力もサービスの内容によっては限界にきている。</p> <p>今後、市は外郭団体における実際の施設管理に係る業務内容を精査し、施設管理に関して指定管理者に担わせるべき業務の範囲を的確に定め、それらに係るコストの水準を把握した上で、指定管理者の選定にあたる必要があると考える。</p>	<p>指定管理者に担わせるべき業務の範囲については、過去の当該施設の管理運営経費を基に、個々の施設の業務内容や施設の規模・年数等の実情を考慮し、指定管理者と締結する協定書においてその範囲を定めており、業務コストについても予算の積算において適正に積算しているところですが、今後とも適正な管理に努めてまいります。</p> <p>(措置済み)</p>
<p>地域経営課</p>	<p>(5)外郭団体独自の給与体系の確立</p>	<p>外郭団体の人件費については、市の給与体系に準じて支払われているため、これまで人件費の削減はもっぱら人員の削減(定年退職、人員不補充等)によって行われてきた。外郭団体においては、指定管理者制度導入の効果が実質的に市の財政負担の軽減であることを十分に理解し、団体の管理運営上、適正な人件費水準への見直しを実施することが必要である。</p> <p>本来、各団体における給与体系は、それぞれの団体の業種業態が異なるため、団体ごとに確立されるべきものであり、市に準じるべき性質のものではない。指定管理者制度が導入されるのを契機に公の施設を管理運営している外郭団体においてはコスト削減に関する検討をしており、今回調査を行った(財)八尾市文化振興事業団は、そのひとつとして「給与体系の見直し」を考えているところであるが、当該団体のみならず、すべての外郭団体においても業種業態に応じた適正な給与体系を確立すべきである。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善に取り組んでおります。</p>
<p>財政課</p>	<p>(6)外郭団体の自主事業に係る人件費の負担のあり方</p>	<p>市が団体に支払う施設管理に関する委託料は、その積算上、団体職員の人件費相当額をすべて含んでおり、団体における自主事業に係る人件費までも実質的に市が負担していることになる。</p> <p>自主事業については、団体としては公益的観点から運営を行っているため、できる限り多くの市民が利用できるよう低料金に設定していることから、市が自主事業に係る人件費を負担することにより、経費補填している状況であるが、本来、自主事業は外郭団体の経営努力のもとで行うべきものであり、市が外郭団体職員の人件費までも無条件に負担すべきではなく、そのような方法は、団体の効率的運営への取組みを阻害することになりかねない。</p> <p>指定管理者制度に対する団体としての取組みを念頭に置きながら、人件費をも含めた自主事業の採算性を適切に把握した上で当該事業の方向性を考えていくべきである。</p>	<p>外郭団体の自主事業については、あくまでも団体が主体的に取り組む事業でありますので、独立採算が原則であります。ただ、多くの市民が利用できるため低料金に設定していることから事業補助としての性格を有している部分もあります。今後も、自主事業の採算性を含め負担のあり方について適切に対処してまいります。</p> <p>(措置済み)</p>

	財政課	(7)利用料金の検討	<p>指定管理者制度の導入を行った場合、料金体系についても指定管理者による設定が可能となる。指定管理者制度導入の目的のひとつに、公の施設の管理に関する権限を委任し、指定管理者は利用許可や一定の範囲で料金を自由に設定でき、利用料は指定管理者の収入として受け取ることができるようにすることで、指定管理者のモチベーションを高め、または、市の歳出額の削減を図ることができる。</p> <p>市の歳出額の削減を図るためには、まず、他団体・他施設との比較を行い、現状を分析した上で、適正なコスト水準を把握する必要がある。</p> <p>また、把握された適正なコスト水準をもとに、対象とした施設の公益性・公共性等を勘案し、一定レベル以上のサービスを市民が受け入れやすい利用料で提供する必要があるため、市は指定管理者制度により設定する利用料の範囲は、市内の各地域における市場価格等を参考に決定する必要がある。</p>	<p>本市の指定管理者における利用料金については、指定管理者へのインセンティブの醸成という観点から、市条例で定める範囲内で指定管理者が長の承認を受けて定める承認料金制を採用しております。</p> <p>また、指定管理者制度により設定する利用料の範囲については、これまで、国の基準、市の類似施設や他団体における利用料水準、民間における使用料水準などとの比較、均衡により設定しているところであります。</p> <p>(措置済み)</p>
--	-----	------------	--	--

<p>財政課</p>	<p>(8)施設の維持・修繕費用</p>	<p>公の施設の維持修繕については、大規模修繕は市が予算措置し、比較的小規模の修繕は施設の管理運営を委託されている外郭団体から支出されているがその財源は市から収受する施設管理委託料の積算として含まれているため、実質的にはすべて市が負担していることになっている。</p> <p>いくつかの施設を視察した結果、雨漏り対策、室内の壁補修等、最低限の維持修繕はなされているものの、老朽化に伴う大規模修繕等、本来の施設の機能を十分に果たすための修繕が施されていないのが実情である(生涯学習センター、文化会館、図書館)。</p> <p>これらに関する予算措置は、予算要求段階において、予算要求課及びその所管の外郭団体と財政担当との間で、予算措置に関する優先順位を十分に議論されているかによって大きく左右されることと考えられるが、無駄な歳出を排除するため、合理的な説明のつかない予算措置はできないことは想像できる。</p> <p>しかし、市の公の施設は竣工してから相当年数を経ており、今後ますます維持修繕コストが発生することが予想されることから、指定管理者制度の導入により、指定管理者との協定事項としてこれらの負担関係を明確にすることが必要である。今後は、市全体として公の施設の維持・修繕計画を管理することによって計画的な施設の維持管理を行うと共に、突発的な事故や修繕に対処できるような体制を構築し、それらに基づいた予算措置を行うことが望まれる。</p> <p>他方、このような事態は施設建設の際の需要予測やランニングコストの発生予測等をどの程度の精度で行っていたかが問われるものであり、施設の機能を十分に発揮できていない現状を鑑みると、当初計画に十分検討されていないことが伺える。</p> <p>すなわち、施設の計画段階から施設の維持修繕に係るコストがどの程度必要なのか、それは施設建設後、何年ごとに修繕すべきか等を検討していくことが必要なのである。既存施設の当初計画の策定過程における課題を認識した上で、当該施設の必要性を十分に検討し、機能維持のために要するコストの中長期的にわたる試算及びより効果的な利用形態等を市全体で考える必要がある。</p>	<p>公共施設の改修計画については、公共施設評価の実施及び現在「八尾市公共施設有効活用検討会議」において優先順位あるいは年次スケジュール等検討していく中、施設の経過年数や緊急性を考慮し、毎年度一定の予算措置を行っており、また、大規模な修繕については、改修事業として実施計画に計上し予算化を図っております。また、新規建設の施設におけるランニングコスト等については新規施設建設計画と併せて調書を取り内容聴取を行っております。(措置済み)</p>
<p>地域経営課</p>	<p>(9)外郭団体における今後の契約のあり方</p>	<p>これまで、外郭団体は市の契約方法に準じた契約規程に基づき取引を行ってきたが、指定管理者制度導入により民間団体との競争が前提となることから、これまでの契約方法のあり方を見直す必要がある。</p> <p>すなわち、これまで入札を原則とした業者選定がなされてきたが、民間における契約方法のあり方を調査・研究し、質の劣化のなきようコストダウンにつながる契約方法を探っていく時期に来ていると言える。</p> <p>公の施設を管理運営してきた外郭団体は、今後、指定管理者として市の監督下におかれることとなり、自立した運営を一層求められることとなるが、取引の透明性を確保し、コストダウンにつながる契約のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>市の外郭団体所管部署及び外郭団体において、市の人的関与の縮小・廃止、管理業務と行政補完業務の明確化、指定管理委託料の予算抑制など、適正な給与体系の確立も含めて団体経営の自立化・安定化と業務運営の効率化等に向けた改善計画を策定し、また外郭団体においても同様に経営計画を策定し、現在改善に取り組んでおります。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

地域経営課	(10)複合施設に関する管理のあり方	<p>生涯学習センターは、生涯学習機能(学習プラザ)と庁舎機能(健康プラザ)が複合している施設であるが、施設の管理は生涯学習課が行い、外郭団体(事業団)にその管理運営を委託している。事業団においては施設を運営するための諸経費に関する管理を行うことになるが、施設全体に係る経費、例えば、水道光熱費等の共通経費についてはそのすべてをコントロールすることは事実上不可能である。</p> <p>すなわち、事業団が施設の管理コストの削減努力を行ったとしても、庁舎機能である保健センターにかかる経費については実質的にその管理権限はないため、削減努力が及ばない範疇である。</p> <p>また、例えば、施設の使用許可においても施設の管理を行う課と実質的に判断を行う課が違うため、施設の使用上の監督責任がどこまで及ぶかが不明確にならざるを得ない。</p> <p>指定管理者制度においては、指定管理者が担うべき管理の範囲を明確にし、協定事項として定める必要があるため、このような複合施設における管理の範囲が曖昧な事項については、公の施設を管理する所管課及びこれまで管理運営に従事してきた外郭団体との間で十分に協議し、管理の範囲を明確にする必要がある。</p>	ご指摘の内容につきましては、指定管理者との間で十分に協議し、管理の範囲を協定書の中で明確にしました。(措置済み)
-------	--------------------	--	--

4. 生涯学習施設のあり方

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	(1)八尾市生涯学習振興計画と生涯学習施設	<p>①基本計画「生涯学習推進体制の整備」に関して</p> <p>現地調査対象施設において、利用率向上のための実施事業について状況聴取したところ、それぞれの施設で運営委員会等が設置され、事業が実施されているが、市全体の学習計画を意識した事業展開がされていないような印象を受けた。</p> <p>そこで、生涯学習推進体制の内、学習計画全体をコントロールする機能をもつと推察される「八尾市生涯学習推進本部」の活動について聴取したところ、当該本部は設置されたが活動はされておらず、関係各課に生涯学習推進担当者を配置し、定期的な情報交換の場を設ける等、生涯学習の視点による各課事務事業の見直しを行い、市民の生涯学習の総合的な推進を図るという機能が十分に発揮されていないことが判明した。</p> <p>また、それぞれの生涯学習施設における事業については、講座受講修了者の中から講師を担当させるなど、限定された利用者による運営となっているため、計画に掲げられている民間教育事業等との連携は積極的に推進されていないように思われる。</p> <p>現在、第二次八尾市生涯学習振興計画の策定作業が進められているが、これまでの生涯学習計画の達成状況を十分に検討し、施設間における重複事業の必要性や事業体系にそった施設の役割分担を明確にする必要がある。</p>	<p>H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針</p> <p>平成18年3月に策定されました、八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5年間で事業の進捗状況の把握、生涯学習推進本部・幹事会の開催、市民意識調査の実施、市民検討会議の開催を定期的に行い、着実に計画の推進を図ります。(措置済み)</p>

<p>生涯学習スポーツ課 地域経営課</p>		<p>②実施事業に関して 実施事業は青少年会館及びまちなみセンターを除き、一定のジャンルに固定化している。その内容は民間カルチャーセンターが実施する講座内容とほぼ同様のものである。複数の生涯学習施設での類似事業の実施は、市内における各地域の住民ニーズに応えるものであるとの見解もあるが、一方で市としての生涯学習施策の効果を客観的に評価することなく実施している感も拭えない。 上記の施設の内、当初同和対策事業を目的のひとつとして建設されたもの(人権ふれあいセンター、青少年会館及び老人福祉センター)がある。同和対策事業については、国の特別法が終了したものの、なお、残された課題があることから、市は特別法終了後も、一般施策の活用により同和問題解決に向けた取組みを行う方針を持っており、施設の利用に関してもその方針はある程度反映されるものとなると考えられる。 これらの施設についてはその歴史的経緯から利用者が一部の住民に限定される傾向にあったが、現在、これらの施設を含め、生涯学習施設について市全体での利用促進がすすめられており、生涯学習計画に則った事業推進にあたり、それらの施設が担うべき役割を改めて見直し、施設の有効活用が図られるべきである。各施設の当初の設置目的はそれぞれ異なるが、それぞれの施設の特徴を活かしながら、重点的に実施すべき事業の位置づけを明確にすることにより、市全体としての生涯学習機能のさらなる発揮が望まれる。</p>	<p>八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5年間で事業の進捗状況の把握し、年度ごとの施策の効果を検討し、生涯学習推進本部・幹事会や市民意識調査の実施、市民検討会議の開催を定期的に行い、客観的な評価を行うよう推進を図ります。また個々の施設の有効活用については公共施設評価の実施等の中で進めてまいります。(措置済み)</p>
<p>生涯学習スポーツ課 地域経営課</p>		<p>③施設の利用状況に関して それぞれの施設においては、事業が長期にわたって定着しているという点で一定の効果をあげているようにも思われるが、実施事業への参加者が固定化する傾向にあり、施設の利用者が限定されている側面も否めない。 今後の学習計画の効果的な推進においては、市民ニーズを計画に反映させていく体制作りを構築すること、これまでの事業の整理を行い、市として次世代に承継していくべき事項を事業としてどのように実施していくかを検討する等、より多くの市民が参加できるよう、特色のある事業展開が望まれる。 なお、各施設については、市民にとってその利用に関して公平性が十分に保障されているかどうかという観点から、施設の役割を十分に果たしているかどうかを評価し、今後の生涯学習推進と施設の有効利用を検討する必要がある。その際、公の施設は「何のためにあるのか」という根本的課題を問い、初期の目的が達成されたならば、廃止も含め他への転用を考えるべきである。</p>	<p>八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5年間で事業の進捗状況とあわせ、施設の利用状況にも実績を調査し、生涯学習推進本部・幹事会、市民検討会議などで公表し、より効果的な施設の利用についての検討を定期的に行い、着実に計画の推進を図ります。また個々の施設の有効活用や評価については公共施設評価の実施等の中で進めてまいります。(措置済み)</p>

生涯学習スポーツ課	(2)今後の生涯学習施設の運営にあたって	<p>今後、生涯学習施設を運営するにあたっては、既存施設の有効利用やコスト削減効果を狙うという観点から、市内 29 箇所に設置されている小学校舎の有効活用や利用者による清掃活動や PR 活動についても検討することが望まれるが、以下の点に留意すべきと考える。</p> <p>① 市全体としての生涯学習計画の具体的事業実施の体系化とその PR 各施設における成功事例(受講者数の多い講座等)を市内全域で受講できるような仕組みづくりを行い、それらを全住民へ十分に周知する PR 活動が必要不可欠である。この取組みは既存施設の活用(あるいは廃止)や民間業者等との連携、他市等との連携への波及効果が考えられる。</p> <p>② 市と民間との役割分担 市が重点的に実施すべき事業と民間主導で実施すべき事業を仕分けし、それぞれの強みを発揮する。また、市は全体の事業がスムーズに行いようコーディネートする。</p> <p>③ 市全体としての生涯学習推進体制の強化 いわゆる縦割り組織の弊害を排除するためにも、各課における生涯学習計画の進捗状況を市全体として総括し、各課で情報共有できるような組織体制が必要である。</p> <p>④ 事業の継続的効果評価の体制構築 事業の効果を継続的に評価する体制を構築し、タイムリーな事業展開が行えるようにする。</p>	八尾市第2次生涯学習振興計画に基づき、18年度から22年度の5年間で生涯学習の情報の収集に努め、関係各課や市民にPRできるような、体制を整備し、冊子や窓口の設置を行うよう計画しました。進捗状況の調査、生涯学習推進本部・幹事会の開催、市民意識調査の実施、市民検討会議の開催を行うと共に、総合的に計画の推進を図ります(措置済み)。
-----------	----------------------	--	---

5. 契約事務について

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課 生涯学習スポーツ課	(1)入札について	<p>①市場価格の把握</p> <p>市は建設工事や物品購入以外の業務委託の入札を実施する際には、標準的な単価に関する指標がないということから、業務委託金額(予定価格)の積算を行っていない場合が多い。このことは、事業団においても同様であり、平成 16 年度の業務委託の入札に際しては、過去の契約金額を参考にするだけで、仕様書に応じた、市場価格の把握は行われていなかった。</p> <p>入札の目的は、適正なコストを算出し、その算出した金額(予定価格)に対し、一定の品質を確保しつつ、公正かつ有利な契約を締結することにある。コストの削減度合いを把握するためには、適正な市場価格の把握が必要であり、今後、入札手続を採用する場合は、予定価格を適正に算出した上で、入札手続を実施することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。</p>
	文化振興課 生涯学習スポーツ課		<p>②入札の形骸化の可能性</p> <p>文化会館及び生涯学習センターにおける入札結果は以下のとおりである。なお、予定価格については、規程上、事前・事後とも非公表となっている。</p> <p>予定価格内での入札業者は 1 社のみであり、予定価格内での実質的な価格競争がないに等しい。また、すべての入札において同一の業者が常に最低価格を投じるのは、あらかじめ、入札参加業者間では、契約業者が決まっており、それ以外の業者は受託意思もなく入札するかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、現在の契約規程を前提とするならば、今後とも、談合及び癒着を防止するとともに、受注意欲のある参加業者による公正な価格競争を促進するため、入札参加条件の緩和を含む入札参加業者数の拡大、予定価格の事前公表、現場説明会の廃止、公正取引委員会への不自然な入札事例の報告などすぐにでも実施可能な措置を速やかに講じ、ひいては、国が推進する電子入札システムの導入を図るべきである。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団は市の出資団体であり、諸規程については、市に準じた形で制定しており、契約規程についても市に準じた形で制定しております。入札については、契約規程に基づき行っておりますが、平成18年度より文化会館及び生涯学習センターの指定管理者に事業団が指定され、事業団ではさらなる事務の効率化や経費の削減を行うために経営改革に着手しています。その一環として、契約規程についても、指定管理者制度にふさわしい規程に改正する予定で、入札のあり方についても検討してまいります。</p>

<p>文化振興課 生涯学習スポーツ課</p>		<p>③入札の効果 平成 16 年度の途中において市が直接運営する施設についてグループ入札を実施した。 グループ入札は、市の保有又は利用する施設に関し、施設の所在地に応じ、1 グループあたり 3 施設から 13 施設の 3 つのグループに区分し、1 つのグループに含まれる施設全ての清掃業務を 1 業者に委託するというものである。 グループ入札の結果、現地調査を実施した施設の契約金額は、衛生処理場は 167 千円/月から 124 千円/月(25.7%減)、八尾図書館は 211 千円/月から 150 千円/月(28.6%減)、志紀図書館は 167 千円/月から 135 千円/月(19.5%減)となり、入札の効果が発揮された。 設備保守や清掃など同種の業務でも管理主体によっては、競争入札でなく随意契約で行っている場合が多いが、今後は、業務内容や金額の重要性を勘案し、入札によるコスト削減や業者の入札参加の公平性を検討する必要があると思われる。 また、事業団においては一般競争入札により、入札を実施しているが、10者程度の限られた業者のみが入札に参加している。入札情報の周知方法を検討し、入札参加業者を増やすことで、入札不調の場合、直ちに随意契約に移行するのではなく、業者を入れ替え、再入札を実施することなどを検討する必要がある。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、指定管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。</p>
----------------------------	--	--	--

<p>文化振興課 生涯学習スポーツ課</p>	<p>(2) 随意契約について</p>	<p>① 随意契約の合理的理由がない</p> <p>随意契約に付された業務の選定理由を確認したところ、事業団及び振興会の契約の多くで、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」とされていた。その契約業者をみると、過去に実施した入札での落札者に継続して発注し、なかには、施設の開館以来、継続して同一業者に委託している場合がみられた。</p> <p>しかし、警備・清掃・設備保守に関して言えば、その施設の特色により業務内容に違いはあるが、総じて業者間の技術・品質の差異は小さく、また、業者も複数存在するため、他業者による代替可能性は高いものと思われる。現在、3年ごとに入札し、その間は随意契約としている場合においては、「契約の性質又は目的が競争入札による方法に適しない契約をするとき」を理由にするのは、随意契約理由としては誤解を招くこととなるため、現行規程の改定が望まれる。</p> <p>また、長期継続契約については、地方自治法の平成16年11月改正を受け、リース契約等特定の業務を対象として平成17年4月1日施行の条例により認められるに至った。しかし、平成16年度の契約当時は、市及び市の外郭団体の財務規則や契約規程には何らの定めもなかった。したがって、同一業者との間で随意契約を更新するという方法により、実質的な長期継続契約を締結することは、契約事務手続上問題である。</p> <p>確かに、入札初年度に特殊な機械設備を新規に導入するなど、落札業者の初期投資を考慮することを要する事例（衛生処理設備や図書館システム等）では、入札業者との間で、入札後の4～5年間は随意契約を繰り返すことを前提に入札を実施する方が、入札初年度の契約金額を安価にし得ることもあろう。しかしながら、入札後に同一業者と長期に随意契約を継続している業務の契約記録を精査しても、果たして、落札業者の初期投資を検討すべき事例に該当するか否か、また、入札予定価格及びその後の随意契約金額を決定するにあたって受注業者の初期投資をいかに考慮したかについての記録は存在せず、事後的な検証は不可能であった。このように入札後に同一業者との間で随意契約を繰り返す合理的根拠を示す記録が存在しない状況では、外部の市民からみて、市及び市の外郭団体が必要以上に随意契約業者の既得権益を保護し、他業者の新規参入の機会を不当に妨げているのではないか、という疑問を生じかねない。</p> <p>そこで、現行の契約規程を前提とするならば、公正かつ有利な契約を締結するため、市及び市の外郭団体は、安易な随意契約理由の適用を改め、競争入札を採用するなど、厳格な運用が求められる。そして、入札翌年度以降に同一業者と随意契約を繰り返す場合には、随意契約理由についての事後的な検証を可能とするため、経済的合理性の観点から有利と判断した具体的な考慮事情や検討経過を記録し保存するとともに、少なくとも3年に1回の頻度で入札を実施するのが望ましい。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、文化会館や生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、指定管理者にふさわしい契約規程の見直し検討を進めてまいります。</p>
----------------------------	---------------------	---	--

	<p>文化振興課 環境施設課 生涯学習スポーツ課</p>	<p>②比較見積書をとっていない 随意契約を締結する場合でも、競争による契約締結の手續に準じた手續により公正かつ有利な契約を締結するため、市の規則上はなるべく2者以上から見積りを徴することが原則とされているが、比較相見積書を徴していない契約がみられた(衛生処理設備運轉管理業務委託料)。 事業団及び振興会においても、「理事長の承認」があれば比較見積書の省略も可能であるとの契約事務規程を根拠として、事業団及び振興会では理事長の承認の上、比較相見積書を省略する扱いがなされていた。 しかしながら、このような運用は、前述の理由と同様に、いずれも合理的な理由がない。 そこで、随意契約においても、実質的な価格競争を確保することにより、公正かつ有利な契約を締結するため、安易な例外規定の適用を改め、比較見積書を徴取するという原則的な運用を厳格に適用することが望まれる。</p>	<p>(財)八尾市文化振興事業団において、今後、随意契約の方法についても、契約規程の見直しの中で検討してまいります。(文化振興課) 随意契約の相見積りについては現在適正に取得しており、契約締結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、改善を図ってまいります。(環境施設課;措置済み)</p>
--	--------------------------------------	--	--

<p>環境施設課 八尾図書館</p>	<p>③比較見積りが形骸化している可能性</p> <p>八尾市立図書館及び八尾市立衛生処理場の契約書類を閲覧したところ、形式的には 2 者以上の比較見積書を徴しているが、同一業者が毎年随意契約を締結しており、比較見積りが形骸化していると推測される場合がある。</p> <p>契約を希望する業者であるなら、通常、業者毎にオリジナルの用紙・書式を使用し見積書の体裁が異なることが考えられるが、契約業者以外の業者が使用する見積用紙は毎年市販の用紙が使用され、同じ体裁で内訳が記載され、業者の社名と社印が押印されているように見受けられ、あらかじめ契約業者が決まっているかのような印象を受ける。</p> <p>そこで、特定の業者にしかできない業務であれば、比較見積書を省略する理由を明確にしたうえで承認を得て契約を締結し、他方、他業者による代替可能性のある一般的な業務であれば、実質的な価格競争を伴う方法により比較見積書を徴取したうえで、随意契約を締結すべきである。</p> <p>また、比較見積書の提出を求める業者の選定基準が明確でない。そもそも 2 者以上の比較見積書を徴取する趣旨は、競争による契約締結の手續に準じた手續により、公正かつ有利な契約を締結するためである。そこで、金額の妥当性及びコスト削減の可能性を探るためにも、比較見積書の提出業者を固定化させることなく、見積書提出業者間の談合の可能性を防ぎつつ、可能な限り多数の受注意欲のある業者に比較見積書を提出させるべきである。契約担当者は、受注意欲のない既存の業者は比較見積書提出業者から外し、見積書提出業者に関する情報の秘密保持を徹底し、同等の技術・品質の確保ができる業者から広く徴すべきである。そして、提出を求める比較見積書には、各業者が営業活動の結果、可能となる最低限の数値が記載されているべきであると考え。</p> <p>契約記録を閲覧したが、契約担当者が、いかなるプロセスを経て、比較見積提出業者を選定し、比較見積書を徴取したかを確認しようとしても、入手過程についての記録が全く編綴されていなかった。そこで、契約締結事務の公正さを確保するため、契約締結に至るプロセスを時系列的に記録化するなど、より一層の透明性を高め、事後的な検証が可能となる措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>業者の選定にあたっては、契約の目的、内容に照らして、それに対応する資力、信用、技術、経験等を有する潜在的な業者が算入できるよう、契約手続きの透明性の一層の確保の改善を図ってまいります。</p>
------------------------	--	---

6. 現地調査対象施設特有の事項

(1)八尾市立衛生処理場

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	環境施設課	③衛生処理設備運転管理業務委託料の積算の妥当性	衛生処理設備運転管理業務の委託契約は随意契約によっているが、衛生処理施設の特殊性を理由に他社から相見積りを入手していなかった。 衛生処理施設の運転管理は、衛生処理施設を設計した業者系列のグループ会社に委託している。委託料の大半は設備の運転管理に係る人件費であることから、その内容を精査し、人件費の適正な水準について調査・研究を行う必要がある。	随意契約の相見積りについては現在適正に取得しており、今後も適正な手続きに努めてまいります。また委託料の積算に係る人件費の適正な水準については、これまでも精査を図っておりますが、今後も引き続き調査・研究を進めてまいります。(措置済み)
2		⑥契約関係	修理用原材料は、設備部品の取替え材料(ポンプ部品等)であり、本来、需用費「消耗品費」として予算設定すべきものであった。今後、誤りのないよう予算設定すべきである。	ご指摘の修理用原材料の支出につきましては、現在予算計上はありませんが、今後適正な科目配当を的確に判断し、処理を行います。(措置済み)

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	環境施設課	①施設の稼働状況	市の下水道の普及や市の人口及び世帯数の減少に伴い、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量も減少している。処理工程で示した処理場の設備のうち、第一次処理、第二次処理及び高度処理の一部(砂ろ過塔)はそれぞれ同一の施設が2つ設置されており、年間処理能力 10 万トン程度となる。 搬入量の減少傾向から年間の処理能力には余剰があるように推察されるが、1日あたりの処理量は設備能力 275kl まで稼働している日もあった。 ただし、今後ますます下水道の普及が進むなど、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少することが想定されるため、余剰設備をいかに有効活用するかを検討することが望まれる。例えば、他市町村において現有設備では賅いきれない部分を八尾市で請け負う等の対応を行うなどにより、設備の有効利用を促進するなどである。 なお、大阪府は「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」を設置し、将来にわたるし尿や浄化槽汚泥の安定的で効率的な処理体制の確保へ向け、20年先を見据えつつ、今後10年間の処理体制整備のあり方を探るため、専門的見地からの意見交換を行っているため、市はこれらの意見も積極的に活用すべきである。	「大阪府広域的浄化槽汚泥等処理方策検討専門委員会」の内容をふまえ、他市との連絡調整を行いながら、処理体制整備を図ります。

環境施設課	②今後の廃棄物の処理方法	<p>現在、受入貯留設備である「し尿貯留槽」及び「浄化槽汚泥貯留槽」において発生するきょう雑物については、業者へ引渡し海洋投棄の手続きを行っている。しかし、「1972年の廃棄物その他の投棄による海洋汚染の防止に関する条例の1996年議定書」(ロンドン条約96年議定書)等を踏まえ、平成14年2月1日に施行された廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成14年政令第2号)により、新たなし尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が禁止され、現に、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分を行っている者についても5年間の適用猶予の後、平成19年1月末までに禁止することとされた。このため、経過措置の期間内に現在海洋投入処分されているし尿及び浄化槽汚泥の陸上処理体制が整うよう、施設整備を着実かつ計画的に行うことが急務となっている。</p> <p>このような状況を踏まえ、各市町村において、地域の実情を把握しつつ、し尿・浄化槽汚泥高度処理施設等の整備、公共下水道終末処理施設の活用、広域的な処理体制の確保等を行い、可能な限り早期にし尿及び浄化槽汚泥の海洋投棄が廃止できるようにする通知が、国から大阪府に対しなされている。</p> <p>市においては、他市町村と比較し、設備能力が大きいため廃棄物も多量となることから、その処理をどのように取り扱っていくかを今後検討していく必要があるが、市単独での対応ではコスト負担が多額になり、また、大阪府下に同種の施設が重複設置されるような事態が想定されるため、大阪府全体として早急に取り組むべき案件として捉えるべきものであり、早期の協議が必要である。</p>	<p>大阪府下施設長協議会実務担当部会の研修会のテーマのひとつとして、「平成19年1月をもってし尿等一般廃棄物の海洋投棄が禁止されることに伴う影響と対処について」を、大阪府主催で情報交換を行い、府下統一的な処理を行うべく、引き続き検討してまいります。</p>
環境施設課	④浄化層汚泥の搬入料金	<p>現在、衛生処理施設に浄化槽汚泥を搬入する際に業者から徴収する料金は、八尾市立衛生処理場条例により、平成7年2月までは1.8キロリットルにつき500円、同年3月以後1,000キログラムにつき150円以内と定められている。料金改定時には、市内の許可業者と協議し、近隣市町村の処分手数料を参考にし、決定したとのことである。</p> <p>現状の水準が近隣自治体における料金設定やコスト負担との対応関係等を総合的に比較検討して妥当かどうか判断する必要がある、これらを勘案して業者から徴収すべき料金を決定すべきである。</p>	<p>「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の施行後、府下各市の多くは浄化槽汚泥の処分にかかる費用を無料としており、本市においても下水道処理区域内人口普及率が65%を越え、今後も浄化槽汚泥の減少が進む中において、平成18年4月1日、条例の一部改正により搬入料金を廃止いたしました。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>

<p>環境施設課</p>	<p>⑤衛生処理に関する受益者負担率</p>	<p>衛生処理場の搬入業者のうち、し尿については、市の外郭団体である(財)八尾市清協公社が搬入している。同公社に対しては、市は、し尿収集運搬及び手数料の集金事務を委託している。なお、同公社から徴収すべき衛生処理場の使用料は市との契約により無料となっている。衛生処理に係るコストに関する受益者負担のあり方を考える上で、負担率が下落傾向にある現状について、委託料の積算内容の精査やし尿取扱手数料等の設定水準の検討等様々な角度からの分析が必要である。</p> <p>さらに、衛生処理施設の管理運営にかかるコストは施設の減価償却費及び支払利息を含め 456 百万円となっているが、これに上記委託料 772 百万円を加えた総額 1,228 百万円を衛生処理に係るコストととらえ、し尿等取扱手数料 181 百万円の妥当性を検討する必要がある。</p> <p>施設の維持管理をするにあたっては、搬入量に関わらず一定の経費は発生するが、受益者と市との負担関係のあり方を検討し、適正な手数料水準を探っていくべきである。</p>	<p>し尿の使用料(搬入料)は当初から無料であり、浄化槽汚泥についても、平成18年度より廃止いたしました(前項④参照)。</p> <p>施設の維持管理については、受益者負担率だけでなく、業者委託等の経費も含め、費用対効果を、今後も適正な水準の確保に、改善を図ってまいります。</p> <p>なお、し尿処理手数料の見直しについては、環境衛生的見地や下水道未整備地域の実情、物価状況を踏まえるとともに、政策的配慮を勘案し、慎重に検討してまいります。</p>
<p>環境施設課</p>	<p>⑥契約関係</p>	<p>随意契約による場合、市において予め工事請負業者として登録している団体から見積書を入手する業者を選定しているが、その選定基準は特段定められていない。契約の状況について調査した結果、毎回特定の業者から見積書を入手し、結果的に契約を締結する業者は固定されているのが実情である。</p> <p>複数の業者から見積書を入手することの意義は、費用の積算の妥当性を検討し、コスト削減効果を達成するものと思われるが、現状のような手続きではその効果を期待することは困難と考えられる。</p> <p>契約は入札によることが原則であるため、まず、随意契約理由が存在するかについて、厳格に検討することが求められる。仮に、随意契約理由が存在する場合であっても、受注意欲の乏しい見積書入手先の固定化や見積書提出業者間の談合を防止するため、見積書入手先業者名簿の充実、公正な選定基準の設定、想定される業務を委託するのに適当な業者に関する情報の収集、比較見積書提出業者情報に関する秘密保持など、実質的な価格競争を確保するための措置を講ずることが望まれる。</p>	<p>契約締結事務の公正さを確保し、より一層透明性を高めるため、改善を図ってまいります。</p>

(2)八尾市立図書館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	八尾図書館	①図書館システム整備のための数値基準と八尾市の実態	<p>日本図書館協会図書館政策特別委員会による「公立図書館の任務と目標」(以下、「任務と目標」という)によれば、図書館システム整備のための数値基準が示されている。</p> <p>望ましい基準については、それに達していないからといって直ちに改善すべきものではないが、市が独自で実施している利用者アンケート調査により、利用者ニーズを把握し、図書館サービスの改善につなげていくべきであろう。</p>	<p>図書館サービスの向上については、平成15年度に策定した「八尾市図書館サービス計画」に基づき、着手可能なサービスから順次取り組んでおり、利用者ニーズに対応する図書館サービスの充実を図っております。(措置済み)</p>
		②八尾図書館の施設の現状	<p>八尾図書館について現場視察を実施したところ、施設の古さ、階段や段差の多さ及び図書の保管状況の環境の悪さが気になった。</p> <p>八尾図書館の建物は、昭和36年に八尾市農業協同組合(現 大阪中河内農業協同組合)の施設として建てられ、築40年以上を経過している。図書館として建てられたものではないため、車いす用の昇降機や障害者用トイレは備えているが、エレベータはなく、2階以上には階段でしか移動できない。閲覧室が狭く十分な量の図書を書架に並べられないため、書庫保管の図書については端末で検索し、司書が書庫より取り出す必要があり、図書の利用や貸し出しに時間を要する場合がある。蔵書の多くは書庫に保管しているが、空調設備等が十分でない、または、空調を利用時間以外は切っているため、保管状況が悪く図書の保存に影響を与える可能性がある。建物全体として、古びた印象があるため、薄暗い印象を与えるといった悪印象が強く残った。</p> <p>「公の施設」を含む公共施設に対する市の調査結果を受け、現在進められている施設の更新に関する検討では、利用者の安全性や利便性の確保が求められているが、上記の状況も踏まえ、さらなる研究、具体的措置についての検討が望まれる。</p>	<p>現在の施設については、その構造、敷地等の立地条件から、抜本的な改善はできませんが、平成17年度に、1階閲覧室のバリアフリー化、トイレの手摺りの設置、階段滑り止めの取替え、入口付近のレイアウトの変更等を行い、少しでも快適に利用できるよう、その改善に努めました。(措置済み)</p>
		③複合施設のあり方	<p>山本図書館は、山本コミュニティセンターの1～3階に設置されており、施設管理はコミュニティセンターの所管課である自治推進課があたっている。そのため、図書館施設の運営保守や維持修繕に関するコストが把握されていない。その結果、施設の管理コストに関して意識しにくい状態である。</p> <p>施設を運営管理していく上で、適切なコストを把握することで、施設の適切な使用及び修繕に関する意識が高まり、また、施設の改廃に関する意思決定に資するものとなるため、なんらかの合理的な基準を策定し、それに基づき適切なコスト把握を実施すべきである。</p>	<p>建物の維持管理経費は、当然、貸出コストに反映されるものですが、複合施設であるため、図書館費に計上されていないので、決算等の貸出コストに表れていない面がありましたが、夜間開館等の新規サービスを行う際には、山本図書館の維持管理経費も計上し、コスト計算を行っており、今後とも管理コストの把握に努め、図書館の管理運営に反映させてまいります。</p>

(3)八尾市文化会館

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	文化振興課	①施設の稼働状況	<p>利用ニーズの関係もあり、特定目的の大ホールや練習室等は利用率が低い傾向にある。</p> <p>利用率の低い「練習室 2」は音楽関係の練習室であり、ドラムセット等が常設されているため、会議等の他の目的に利用しづらい状況にある。また、壁や床の汚れや傷みがひどいにも関わらず予算の関係で修繕されていない。</p> <p>従来、文化会館の管理運営を委託されている市の外郭団体である事業団は、限られた予算の範囲内で施設の利用率向上の取り組みや施設の修繕を行ってきたが、市の財政状況等に制限される面は否めないものといえる。指定管理者制度導入にあたり、市は文化会館の特徴を十分にふまえ、指定管理者の業務の範囲等を詳細に決定する必要があり、施設の管理運営にとどまらず、例えば、利用率向上のための方策等、それ以外の業務の範囲を明確に示す必要がある。</p> <p>文化会館の運営においては、その施設で実施される事業が市民ニーズに合ったものか、事業実施にあたって施設の機能が十分に果たされているかの2つの要素が検討されなければ利用率の向上には結びつかないと考えられる。</p> <p>市の文化会館が市民の意見を尊重し建設された経緯に鑑み、現在の市民ニーズが建設当初のそれと変化がないかどうかを確かめ、施設が有効利用されるような仕組み作りが必要である。例えば、市民代表、有識者、市の職員から成る利用率向上のための検討委員会を発足させ、市民アンケートによる利用率向上のためのアイデアを広く募集し、具体的な方策を検討するなどである。その際、文化施設としての本来目的を見失うことなく、「利用しやすい施設」として多目的な対応を可能にすることも検討すべきである。</p>	<p>事業団としては、市の外郭団体としてだけでなく、文化会館の指定管理者として、市民サービスの向上を図り、施設の設置目的にそった管理運営を行う必要があります。</p> <p>また、利用料金制の導入により、施設の利用率を上げ、利用料金の増収を図ることは、指定管理者の存亡に関わる課題です。18年度からは、改正条例により、使用料は指定管理者が定めることができることとされたため、割引料金やパック料金を設定するとともに、利用申請方法も大幅に改善し、利用率の向上を図っています。(措置済み)</p>

文化振興課	②自主事業の状況	<p>事業団の収支は市からの受託事業と自主事業等によるものに大別される。前者は実費精算を原則としているため収支均衡することから、事業団の財政は自主事業等の採算性に大きく影響される。自主事業に携わる職員の人件費相当は、施設管理受託収入により賄われており、当該事業に係る収支実態を明らかにするには、これらの人件費相当額を収支に反映させる必要があるが、その場合、収支差額は悪化することになる。</p> <p>なお、事業団において自主事業の収支差額がプラスとなった場合、当該金額は市の負担を軽減すべき金額として、事業団は施設管理受託収入の内、収支差額相当分を市に返還しており、収支差額がプラスであった平成12年度から平成14年度までの市への返還額の累計は15百万円である(平成12年度6百万円、平成13年度8百万円、平成14年度1百万円)。</p> <p>また、自主事業の内、共催事業及び名義主催事業については、民間団体等との共同事業であり、文化振興の推進を促す目的から、事業団が利用者にかわって市に施設使用料を支払っているが、赤字でもなお事業を行う必要があるのか等、施設使用料負担の是非や自主事業のあり方を見直す必要がある。</p> <p>事業団は八尾市文化会館の他、生涯学習センターについても管理運営しており、指定管理者制度導入により、指定業者となるべく、平成16年4月1日付けで法人内に「経営改革検討委員会」を設置し、文化会館部会及び生涯学習センター部会を設けて検討している。文化会館部会は委員会設置から平成17年9月13日までの期間で検討会議を33回開催し、具体的対応について検討しているが、市受託事業以外の事業の採算性については、平成14年度の包括外部監査においても指摘されており、今後、早急に対策を講じる必要がある。</p>	<p>平成18年度からの指定管理者制度導入に伴い、従来の市の受託事業が事業団と市の共催事業として実施されることになりました。</p> <p>また、利用料金制の採用により、入場料収入も指定管理者が収受できるものとしたため、受託事業と自主事業の差異はほとんどなくなり、両事業とも収支採算が事業団経営に直接波及します。</p> <p>名義主催事業については、従来は事業団が施設使用料を負担していましたが、今年度からは、施設使用料は負担しない形で名義のみの付与で事業を実施することに変更しました。</p> <p>自主事業については、施設の設置目的である芸術文化の振興に寄与するため、質の高い音楽等の舞台公演を中心に事業展開を行っていますが、今年度からは利用料金制が導入されたことにより、採算性については、施設使用料収入等全体的な収支の中でバランスを取ってまいります。</p>
文化振興課	③契約事務	<p>見積書の入手業者は毎回固定しており、見積額についてもほぼ毎回同額である。事業団担当者によれば、舞台に使用する備品管理や様々なニーズに応えてくれる業者は選定された業者以外にないとのことであるが、過去3年間の状況から業者選定手続が形骸化している感が拭えない。</p> <p>随意契約にて契約業者を選定する場合、比較見積業者数を拡大するとともに、上記の如く、毎回同額の見積額を提示する受注意欲のないと考えられる見積業者は変更を検討すべきである。</p>	<p>事業団では、指定管理者にふさわしい契約規程に全面改正する予定ですが、当面の措置として、指摘のありました業務については、比較見積業者を変更して、見積書を徴取いたしました。(措置済み)</p>

<p>文化振興課</p>	<p>④文化振興施設の管理運営</p>	<p>文化会館は、建設の経緯にもあるように建物の設計段階から市民が参加しており、現在 26 の鑑賞事業(音楽、舞踊、ミュージカル、演劇、古典芸能等)、河内音頭やおフェスタ等の事業の実施、市民の文化活動の場の提供として貸館事業を展開している。</p> <p>当該施設については、現在、市の外郭団体である事業団によって管理運営されているが、文化会館の重要な機能のひとつである施設の音響や舞台装置の設定等に関してはノウハウを持った特定の業者に再委託しており、指定管理者制度導入にあたり外郭団体の今後の役割について整理する必要がある。</p> <p>すなわち、事業団が「個性豊かな市民文化の創造」を目的に設立された団体であり、個性豊かな市民文化を創造するために様々な文化活動を振興し、質の高い鑑賞事業を提供する「企画・制作機能」が最も重要な機能であるが、それは事業の実施、いわゆる「ソフト面」に関する機能である。指定管理者制度においては、施設の管理運営に関して指定管理者を選定するものであるが、このような公共文化施設に関しては、業務の範囲を明確にして、指定管理者を募集する必要がある。</p> <p>市は平成 10 年 3 月に「文化振興ビジョン」を公表して以来、平成 15 年度にかけて「文化のまちづくり講座」を開催し、文化振興推進プランの策定会議を平成 15 年 12 月から平成 17 年 2 月まで行い、「八尾市芸術文化振興プラン」の公表に至った。</p> <p>振興プランにおいては、「芸術文化振興の具体策～今後5年間で実現を目指すもの～」が示されている。それは、「鑑賞する機会の多いまちを目指すために」「創造する機会の多いまちを目指すために」「『鑑賞』と『創造』をつなぐ・ひろげるまちを目指すために」の3つのそれぞれについて、「指標と課題」、及び「具体的なプラン」が示されている。これらの具体策を効果的に推進していくためには、その拠点施設となる文化会館の運営が重要となってくるが、指定管理者制度導入に際しては、この点を十分にふまえ、現行の施設の維持管理及び事業展開におけるメリット・デメリットを十分に検討した上で、指定業者の選考を行う必要がある。</p>	<p>文化会館では、平成18年4月からの指定管理者制度導入にあたり、「八尾市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」附則第2項の規定により、(財)八尾市文化振興事業団を指定管理者候補として選定し、市議会の議決を経て、指定しました。</p> <p>指定期間は、平成21年3月までの3ヵ年であり、平成21年度にはあらためて指定管理者を選定する必要があります。選定に向けて事業と施設管理についての仕様書の検討や施設の設置目的である市民文化の創造、振興や芸術文化振興プランの推進について指定管理者が果たす役割について整理し、次期選定の準備をすすめてまいります。(措置済み)</p>
--------------	---------------------	---	---

(4)八尾市生涯学習センター

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①施設の稼働状況	<p>研修室等はおおむね利用率は高いといえるが、料理室や試食室、和室など極端に利用率の低いものもある。利用者ニーズにあった講座の開催等により、利用率を向上させる方法を検討すべきである。</p>	<p>利用料金制の導入により、施設の利用率を上げ、利用料金の増収を図ることは、指定管理者の存亡に関わる課題です。18年度から指定管理者と共に利用率の低い部屋について、多様な講座の開催を検討すると共に、それらの部屋を使用した講座修了生のサークルを育成する等の方策を検討してまいります。</p>
	生涯学習スポーツ課	②貸室及び設備等の有効利用	<p>生涯学習センター内を視察した結果、当初の使用目的どおりに利用されていない設備が散見された。特に、1 階部分の〈かがやき〉インフォメーション部分は、当初、施設のメインにおかれ、パンフレット等に記載されている設備が撤去される、あるいは、修繕されず使用不可の札が貼られているなど、本来の利用目的を達成できていない。また、これとあまってコスト削減のため、照明を暗くしているため、施設に足を踏み入れにくい印象を与える。いずれの設備も利用方法が限定されるため、改造しなければ他の目的に利用できない。</p> <p>建設時の計画策定時において、設備の利用に関する長期的な観点からの検討が十分にされていなかったと言わざるを得ない。今後、施設の利用目的を再検討し、設備の要・不要の検討を実施し、必要と思われるものについては、適切な修繕及び管理を実施することが望まれる。</p>	<p>貸室及び設備の有効利用については、生涯学習センター全館の改修計画を18年度に策定する予定であり、その中で総合的に研究してまいります。</p>

<p>生涯学習スポーツ課 健康管理課</p>	<p>③目的外使用施設</p>	<p>健康プラザでは、八尾市財務規則第 144 条の規定により、生涯学習センターの一部を毎年の申請に基づく目的外使用許可により、(社)八尾市医師会、(社)八尾市歯科医師会及び(社)八尾市薬剤師会が利用している。</p> <p>上記の 3 団体は市の保健福祉行政各般にわたり、多大な協力をするとともに、地域住民の健康保持増進等地域医療に大きく寄与されている公共的性格を有する団体である、と市は認識している。とりわけ、本市が健康プラザ等で実施する成人・母子等の各種健康診断や予防接種をはじめ、土・日曜日に保健センター1階で開設している休日急病診療所の業務など、健康プラザで実施している大半の業務を委託している。</p> <p>このように各種業務を委託している団体であり、また、SARS や O-157 など、突発的な事象発生時の対応など、常に健康管理課と連絡・調整を迅速かつ緊密に行なう必要があるため、生涯学習センターの一部に使用許可を与え、八尾市公有財産及び物品条例第 6 条第 2 項の規定により使用料を免除している。</p> <p>八尾市財務規則上は、特に必要があると認めるときのほか、通常は、短期間の使用許可しか与えられないにもかかわらず、市は 1 年毎に更新することで、結果として長期にわたって継続的に当該 3 団体に使用許可を与えている。</p> <p>また、使用料については、公共的団体として免除しているが、市が実施する事業の委託等を行っており、受託事業者に対し、無償で施設の使用許可を出している。</p> <p>しかしながら、これらの団体は、市民のために公益的業務を行っているが、業務の大半は所属会員のための団体固有の業務と考えられる。したがって、このような団体に対し、長期間にわたる目的外使用許可及び使用料免除許可を出すことに対しては、市民の目から見て公平性に疑問を戴かせるものであり、今後、施設の使用料を徴収することを含め、目的外使用許可のあり方について見直しが求められる。</p>	<p>過去の経過や他市の状況、休日急病診療所をはじめとした各事業等への影響等も勘案しながら、関係部局及び関係機関との協議を進める中で、方向性を研究してまいります。</p>
----------------------------	-----------------	---	---

<p>生涯学習スポーツ課 健康管理課</p>	<p>④経費の按分(健康プラザ)</p>	<p>八尾市生涯学習センターは、所管課が生涯学習課の学習プラザ及び健康管理課の健康プラザの2つの課によって利用される複合施設である。当施設全体の運営管理は生涯学習課で行っており、施設の維持管理に関する支出は予算上も決算上も生涯学習課で計上される。</p> <p>各建物は地上部で2つに分かれてはいるが、駐車場は共用しており、また、水道光熱費等のメーターは分離されていないため、各建物の使用料や共用部分の使用料は不明である。このような複合施設で、コスト管理を実施しようとした場合、コスト負担部署でコスト削減の努力をしても、もう一方の利用部署の使用状況によっては、コストの改善ができない可能性がある。コストを削減するには、コストの適切な管理やコストに対する職員の意識を高めることが重要であり、そのための工夫を講じることが求められる。</p> <p>また、健康プラザに関しては、健康管理課の庁舎機能を有しており、指定管理者制度の導入時に、直接運営するか、現在と同様に委託するかを選択が必要である。その場合も、適切な管理コストを把握した上で、効率的な行財政運営をめざし、検討することが求められる。</p>	<p>八尾市文化振興事業団では、生涯学習センターの指定管理者としてより一層効率的な施設管理を行うため、健康管理課と協力して、光熱水費等のコスト削減の実施に努めてまいります。なお、健康プラザ部分の管理については合わせて管理する旨協定上明確にしております。(監査の意見に対し検討を行った結果、市としての判断により、対応方針を確定)</p>
----------------------------	----------------------	--	---

(5)八尾市立屋内プール

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	イ. すべて比較見積書を徴していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況は概ね良好といえるが、全体として利用者数が減少してきているため、稼働率向上のための施策を検討すべきである。	全体として利用者数が減少してきているが、日曜など時間延長にて利用者増に取り組んでいます。今後も稼働率向上のための施策を検討してまいります。(措置済み)
2		②契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条 1 項 8 号を理由にするのは拡大解釈と考える。 浄化槽(合併型)維持管理業務については、浄化槽施設の管理業務の委託契約は市の環境部において入札し、単価等の基本的事項について協定されており、それに従わざるを得ないため、当該理由は妥当と考える。 ろ過設備保守点検整備業務及び昇降機保守点検業務の委託契約先は対象設備の設置業者であること、昇降機保守点検業務については昇降機内の監視業務とセットとなっており、また、金額が 130 万円未満のため、いずれの随意契約理由も妥当と考える。しかし、昇降機保守点検業務については昇降機の保守点検のみの委託であれば、設置業者以外の業者への入札も可能であると思われる。	今後、契約のあり方について協議してまいります。
		ウ. 結果的に竣工当時から同一業者が選定されていた 屋内プールについては、振興会が市直営の運営形態を円滑に引き継ぐとの考えで、当初入札時の経過を踏まえ既契約業者と随意契約をしている。 同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。 これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。	

(6)八尾市立総合体育館

(監査の結果) 地方自治法第 252 条の 37 第 5 項に基づく監査の結果に対する措置について

番号	所管課	項目	監査の結果(要旨)	H18.7.14までの措置の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	②契約関係	イ. すべて比較見積書を徴取していなかった 契約規程第18条第2項において2者以上からの見積書を徴することが定められているにも関わらず、入手されていなかった。また、客観的に比較見積書を徴する必要性がないとの結論に達する過程において、その公正さや有利さをどのように検討され、理事長がそれを認めたかという経緯は決裁書からは判断できなかった。	契約規程に従い指摘事項の不備な点は改善いたします。

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所管課	項目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	生涯学習スポーツ課	①稼働状況	稼働状況を見る限りは、おおむね稼働状況は良好といえる。 なお、特定のスポーツに限定される施設については、今後多目的利用も視野に入れ、利用促進を図るべきと考える。また、利用実績が減少傾向にある施設については利用者ニーズに応じた転用を検討すべきである。	利用者ニーズの調査など行い、新規事業も実施し、利用促進を図っています。
2		②自主事業	平成 14 年度はその他事業及び 30 周年記念事業において収支差額はマイナスとなっているが、スポーツ教室はおおむね収支均衡、フィットネス事業は収支黒字となっている。特に、フィットネス事業に関しては、平成 14 年度包括外部監査の意見をふまえ、フィットネス事業の運営委託業者との契約内容を検討した結果、従来の固定額による契約から利用収入に応じて変動する契約(利用収入の 95%相当を業者へ支払う)に 14 年度から変更していることが功を奏している。当該契約方法については、積極的に活用すべきである。	18年度も継続した契約方法で、契約を行っています。(措置済み)
3		③契約関係	ア. すべて随意契約であった 植栽等管理業務及び競技場等管理業務については、委託内容については、契約規程第 18 条 1 項 2 号を適用する性質のものではなく、競争入札を採用することがむしろ適していると考え。 また、当該委託業者が市の外郭団体であるため同条1項8号を理由にするのは拡大解釈と考える。 ウ. 結果的に竣工当時から契約している業者が選定されていた 総合体育館を開設した当時から同一業者と継続して委託契約を締結していた。同一業者との間で長期にわたって継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面があることも否めないが、竣工時の契約業者の既得権益を擁護し、他の業者の新規参入の機会を妨げ、結果として、業者間の価格競争を阻害し、契約金額が高止まりとなる危険を孕むもので、公平性及び有利さに欠ける。さらには、契約業者との癒着が生じ、不正の温床となりかねない側面もある。これらに留意し、業者変更が可能な業務内容については、一定期間ごとに変更することが望まれる。	競技場等管理業務については、開館からの習得された技術や設備ノウハウがあり、利用者とのコミュニケーションも図られ公共施設として望ましい関係となっているので、植栽等管理業務とともに競争入札については慎重に検討します。 継続的な契約を締結することは、運営面におけるノウハウが蓄積され、効率性に資する面もあることから、ご指摘の点については、将来的な入札等も含めて慎重に検討していきたいと考えています。

7. 現地調査対象外施設に関する事項

(意見) 地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に基づく意見に対する取り組み等について

番号	所 管 課	項 目	意見の内容(要旨)	H18.7.14までの取り組み等の内容と改善の方針
1	交通対策課	(1)八尾市自転車駐車場	<p>八尾シティネット株式会社は市の外郭団体ではあるが、株式会社形態をとる以上、採算性を重視した経営を行わなければならない。すなわち、管理委託施設及び所有施設に係るコスト分析を実施し、最適なコスト水準となっているか、相当の利用料金を徴収できているか等を他市、同業他社、立地条件等との比較検討を含め、検証する必要がある。</p> <p>その結果、特に、指定管理者制度導入によって他社との競争が想定されるため、採算性の阻害要因となっている事項についての対策、例えば、料金設定に関する自由裁量性の確保、市の資本的関与の程度、最適な人件費水準確保のための人事制度の見直し等を検討し、法人運営に係る影響を十分に検討する必要がある。</p>	<p>八尾シティネット株式会社は、市から管理を受託している自転車駐車場の施設の改善や効率的な活用を図り、市民サービスの向上に努めるとともに、平成18年4月からの指定管理者制度の実施については、人件費や管理諸経費等の削減などさらに企業努力を行い、株式会社として採算性も重視した中で業績の向上に努めてまいります。以上の方針に沿って改善に向けた検討を行ってまいります。</p>